

# 尾張国妙興寺領について

平岡定海

## 一、尾張国国衙領の変遷と中島氏

尾張国妙興寺領について考察するまえに尾張国國衙領について考える必要がある、この國衙領の、中心は國府の存在していた中島郡であった。その所屬している郷は美和・神戸・拝師・小塞・三宅・茜部・石作・日野・川崎である<sup>(1)</sup>としてこの國より差出す正税は天平二年(七三〇)には二十三万三千三百二十四石八斗を数え天平五年(七三三)の正税帳では中島郡の定穀は三万九千八十七石七斗九升八合の全高の七・三%を出し、正税としては三万七千四百二十四石三斗九升八合を國へ差出している。この時の尾張守は天平三年(七三一)大伴宿弥麻呂より引きついで<sup>(2)</sup>多治比真人多夫勢(淡世)であり、この正税帳は天平六年(七三四)十二月二十四日に作成されている<sup>(3)</sup>。いま中島郡の状況については

中島郡

天平五年定穀參萬玖阡捌拾柒斗玖升捌合

不動貳萬玖阡參伯壹拾肆斛玖斗參升肆合

動用玖阡柒伯柒拾貳斛捌斗陸升肆合

正税穀參萬柒阡肆伯貳拾肆斛參斗玖升捌合

郡稻 [ ] 仟肆伯 [ ] 參斛參斗陸升

[ ] 從八位下尾張連向京

[ ] 八位上勳十二等甚 [ ] 多希麻呂

[ ] 大初位上勳十二等中嶋連東人

[ ] 帳外大初位上勳十二等國造揆向京

尾張国妙興寺領について

主帳外大初位上勳十二等□□正月

主帳外少初位下勳十二等他田弓張

と見えて中島郡<sup>(4)</sup>の主帳として中島連東人の名が見えているのが中島郡における中島氏の初見である。令義解に

凡郡司取<sub>下</sub>性識清廉堪<sub>ニ</sub>廢務<sub>一</sub>者為<sub>ニ</sub>大領・少領、強幹聰敏、工<sub>ニ</sub>書計<sub>一</sub>者、為<sub>ニ</sub>主政主帳<sub>一</sub>其大領外從八位上、少領外從八位下叙之、<sup>(5)</sup>  
とあれば、中島郡の少領には從八位下の尾張連、主帳には大初位下にある中島連ほか国造、他田弓張等五人が就任している。

ここに記されている尾張氏は山田郡でも「郡司大領外正八位上尾張宿弥人足」、また他郡でも「主帳无位尾張連田主」等の名が見えている。<sup>(6)</sup>

この尾張氏は尾治氏とも称し饒連日命（天別火明命）を遠祖としてその十一世の孫乎止與命（小止与命）とも小豊命とも称し、尾張大印岐の女真敷刀俣を妻として一子を生んで尾張国造の祖となったといわれ、ことに尾張宿弥大隅は壬申の乱に天武朝に付いて功あり、それ以後尾張国の諸郡の大領や少領に任ぜられて郡司となるものが多かった。

例へば靈異記の「力女示強力縁廿七」でも「尾張宿弥久玖利者、尾張國中島郡大領也」<sup>(7)</sup>とあって、元興寺道場御師の孫女の強力の娘を妻としていたという説話がある。

このことから、この中島郡の大領には尾張氏が占め、その郡庁にあって主帳をつめとめていたのが中島氏であって、この両族は天平時代以前より土着して在地に勢力を張っていたことはいうまでもない。

また平安時代にいたって、中島郡の郡司の職田が没収されている。

太政官符

應<sub>下</sub>准<sub>ニ</sub>雜米未進數<sub>一</sub>没<sub>中</sub>郡司職田直<sub>上</sub>事

右得<sub>ニ</sub>尾張國解<sub>一</sub>稱。檢<sub>ニ</sub>案内<sub>一</sub>中嶋郡貞觀四年違<sub>レ</sub>期未進糶<sub>モテ</sub>米五斗三升五合。稗<sub>子</sub>三斗三升四合。胡麻<sub>子</sub>一升。荏<sub>子</sub>二斗五升。准<sub>レ</sub>直稻一十九束一把四分。其代被<sub>レ</sub>没<sub>ニ</sub>郡司職田直<sub>一</sub>稻五百六十八束。如今。未進數少。所<sub>レ</sub>没斯多。加之郡司除<sub>ニ</sub>職田<sub>一</sub>之外。亦無<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>納。而依<sub>レ</sub>少奪<sub>レ</sub>多愁訴寔深。望<sub>ニ</sub>請<sub>一</sub>。准<sub>ニ</sub>未進數<sub>一</sub>没<sub>ニ</sub>件職田直<sub>一</sub>謹請<sub>ニ</sub>官裁<sub>一</sub>者。右大臣宣。依<sub>レ</sub>請。自餘諸國亦宜<sub>レ</sub>准<sub>レ</sub>此。

貞觀七年八月一日<sup>(8)</sup>

このときの中島郡の郡司はおそらく尾張氏であったであろうし、尾張氏が次第に国司制度の退廃の中で在地勢力の温存をはかるため正税の未進を画だてて露顕におよんだというのである。

平安中期の荘園制の影響をうけて中島郡内に、和銅二年（七〇九）以来の中島郡十町四反二八一歩の弘福寺の領田を改めて天永二年（二二一）には弘福寺領川原庄が成立し、それよりさき天曆四年（九五〇）には東大寺が郡内の百五十六町五反百九十歩を占め尾張国の同寺領では最大のものであった。<sup>(9)</sup>しかし長徳四年（九九八）には二百九十六町に拡大されてやはりこの郡が中心となっている。<sup>(10)</sup>

この平安時代には尾張国は多くは藤原下級貴族の支配のもとに置かれていたが、昌泰三年（九〇〇）平伊望が国守に任命されてより平家の勢力が浸透し初めた一時は藤原元命の非法や、大江匡衡の良政もあったが、天養元年（二四四）平忠盛、平治元年（二五九）に平頼盛、長寛元年（二六三）正月に平重衡が国司となるに及んでこの国衙領が平家の支配下に置かれていた。

中島郡内の鈴置村に於ても、長寛元年（二六三）八月十七日に平重衡は留守下文を以て鈴置村を佐伯遠長領として領掌することを目代の惟宗朝臣をして認めさせている。<sup>(11)</sup>

そのほか治承三年（二七九）には平知度、養和元年（二八一）には平時房等が遥任の国司として存在していたが、源平の兵乱のち源範頼が任ぜられて平家の勢力は駆逐されていった。

しかしここで注目しなければならないのは中島郡内にある真清田社（尾張一の宮）である。この神社は大己貴命を祀り、国内では熱田神宮に  
ついで朝廷が崇敬した神社である。

その面積は

（端裏書）

「真清田社田檢注目六」

尾張國一鎮守眞清田社

注進 嘉禎元年乙未檢田目錄

合

水田佰貳拾玖町玖段三百歩

尾張國妙興寺領について

宮重三丁

藪田二反大

毛受茅原二丁半

延松五丁半  
河成之条無御承引、被懸本三昧田分所當了、  
七疋一丈余内也、已領狀、在家俊判

尾張国妙興寺領について

除川成不乍卅三丁九段半

横野五丁五反三百歩

加野二丁一反

饗料田十丁

羽會里二丁

美和御上分田七反

御菜田一丁

葉栗彼岸田二丁二反

定田玖拾陸町小 未檢注之間、古作定、

愛智ア千竈十丁二反也、

海東ア御刀代田一丁

海西ア十六丁反大除不作六反小定<sup>(12)</sup>

とあって、その社領は水田百二十九町九反三百歩を数え、中島・愛智・流東・海西の諸郡に及んでいるが、中島郡にその中心があった。郡内では横野・美和・宮重・藪田・毛受の地、田九十六町を占めていた。<sup>(12)</sup>この荘については、この庄が八条院障子の御領であったことは次に示す史料で明らかである。そして宣旨局は、真清田神社の社務を執っていると同時に預所をも兼ねて強力にこの荘を掌握していたのである。

八条院廳下 尾張國眞清田社

可以女房大納言局為預所事

右以人、為預所、可令執行社務之狀、所仰如件、神宮宜承

知、不可違背、故下、

壽永二年九月廿五日主典代散位大江朝臣（花押）

別當大宰大貳藤原朝臣（花押）<sup>(13)</sup>

池大納言家沙汰

布施庄播磨

龍門庄近江

安麻庄安藝 稻木庄尾張

已上有由緒云々、

野邊長原庄大和 兵庫三箇庄攝津

石作庄播磨 六人部庄丹波

熊坂庄加賀 宗像社筑前

三箇庄同 眞清田社尾張

服織庄駿河 國富庄日向

已上八條院御領

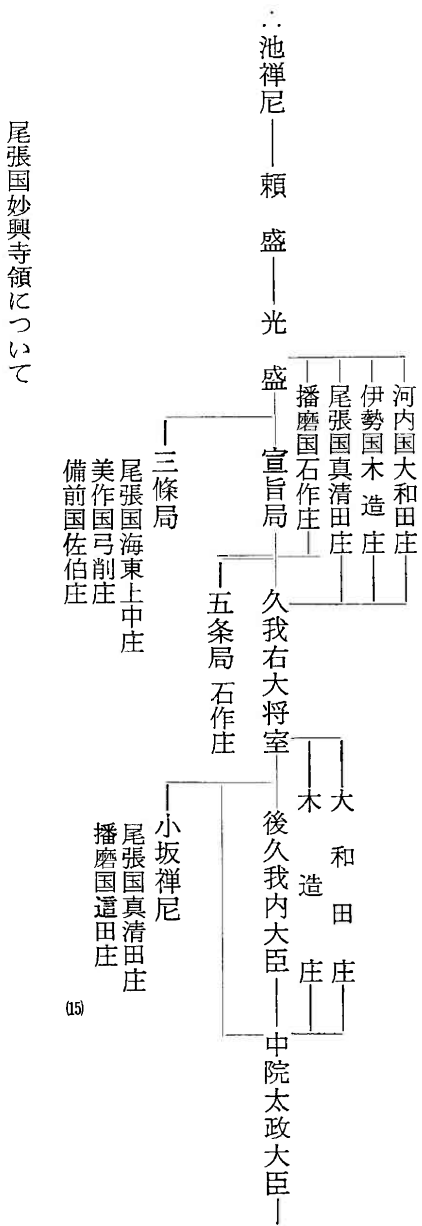
麻生大和田領河内 諏訪社信濃

已上女房御領

右、庄齒拾陸箇所注文如此、任本所之沙汰、彼家如元為有知行、勒狀如件、

壽永三年四月六日<sup>(14)</sup>

池大納言家領相傳系圖



尾張国妙興寺領について

とあって、この社領はもと八条院障子の御領より安楽寿院に寄せられ、ついで鳥羽上皇の寵姫祇園女御が領家であった。そののち平頼盛が母の池禅尼より領家職を相傳したが、平家滅亡のため没官されたが源頼朝は池禅尼の旧思に酬ゆるため後白河法皇に奏して、再び平頼盛領とした。そののち頼盛の子の光盛に伝え、安貞三年（一一二九）二月廿日に安嘉門院（邦子内親王）の宣旨により、その妹の久我通忠の室に伝領し、通忠はその子の通基・孫の通雄に譲って、この庄は久我家の所領となった。

このように真清田社領の中島郡における存在意義は大きかったし、のちにこの社領内に妙興寺を建てて妙興寺保が成立したのである。このことはのちに述べることにする。

また一方、さきの中島氏については、承久の乱に於て京方についた中島宣長の存在が見られるも、そのため所領が没収されたが、

「延應元年九月廿一日丁亥、尾張國住人中嶋左衛門尉宣長者、承久逆亂之時為<sub>二</sub>官軍<sub>一</sub>之由有<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>収<sub>二</sub>公所領<sub>一</sub>、然而當時候<sub>二</sub>御所中<sub>一</sub>頻依<sub>レ</sub>愁<sub>二</sub>申之<sub>一</sub>、於<sub>二</sub>屋敷田畠<sub>一</sub>者可<sub>二</sub>付渡<sub>一</sub>之旨、今日被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>付西郡中務丞<sub>一</sub>云々」

そして屋敷田畠は愁訴して許された。しかして国衙大介職としての職田を中心として所領を形成し、その上、中島郡内に於ていまだ有力な国人層としての地位を保っていた。この中島氏の有力な所領であった国衙領は弘安五年（一二八二）の国衙一円進止の田畠注文により、このとき浄金剛院領に属していた。その全容は前欠のため明確でないが、中島郡に關するものについては中島郡南条、（三宅郷・石作郷）同北条（拜師郷・尾塞郷・三和郷・草部郷・河崎郷）に及んでいて、国衙を中心として成立していた。この浄金剛院は

「橋の<sub>たちばな</sub>大<sub>おほ</sub>后<sub>きさき</sub>の、むかし建てられたりし檀<sub>たん</sub>林<sub>りん</sub>寺といひし、今ははゑして、礎<sub>いしず</sub>ばかりになりたれば、その跡に、浄<sub>じやう</sub>金<sub>こん</sub>剛<sub>かう</sub>院といふ御<sub>み</sub>堂<sub>どう</sub>を建てさせ給へるに、道<sub>みち</sub>観<sub>くわん</sub>上人を長老になされて、浄<sub>じやう</sub>土<sub>ど</sub>宗<sub>そう</sub>をおかる。天王寺の金<sub>こん</sub>堂<sub>どう</sub>うつさせ給ひて、多<sub>た</sub>寶<sub>ほう</sub>院とかや建てられたり。川に臨みてさ<sub>さ</sub>じき<sub>き</sub>殿造らる。大<sub>だい</sub>多<sub>た</sub>勝<sub>しょう</sub>院と聞ゆるは、寢<sub>ね</sub>殿<sub>でん</sub>のつゞき、御<sub>おん</sub>持<sub>ち</sub>佛<sub>ぶつ</sub>すゑ奉らせ給へり。かやうの引き離れたるみちは、廊<sub>ろう</sub>、渡<sub>わた</sub>殿<sub>でん</sub>、そり橋などをはるかにして、すべていかめしう三<sub>みつ</sub>葉<sub>は</sub>四<sub>よ</sub>葉<sub>は</sub>に磨<sub>みが</sub>きたてられたる、いとめでたし。」

この院は浄土宗の道観上人を招じ、嵯峨檀林寺の旧地に建て後嵯峨天皇の御願寺とされた。そして他の院領より遅れて、いま弘安五年（一二八二）七月庄号を立てて浄金剛院領となったのであるが、建武三年（一三三六）十二月六日柳原資明が国司となつてより、彼が暦応二年（一三三九）二月七日まで知行していたようであるが、そののち柳原資明からその弟の足利尊氏の護持僧であつた醍醐寺座主三宝院賢俊に国衙領が与

えられた。

貞治五年（一三六六）には三宝院光濟に引きつがれ正長二年（一四二八）以後は醍醐寺寺領目録の中に門跡領として存続していた。<sup>20</sup>このように中島郡内の地は皇室御領や中央の社寺領が混在し、さきの八条院領の真清田社領、浄金剛院領の国衙領等その中心にあって妙興寺領が中島氏の職田の中心としてまづ形成されていたのである。この中島氏の掌握していた尾張大介職の所領は

讓渡 所領注文事

合

尾張國大介職

一所 中嶋屋敷并近邊

一所 桑原村

一所 前野 荒野 田代

一所 十町野 荒野

一々 阿古江 河西

一々 曾不江 上下 荒野

一々 鷹熊百姓名同 荒野

一々 美濃國多岐庄内貞松名地頭職副関東御下文

一々 興郷 荒野

一々 大塚 塚原 荒野

一々 壹町 畠高井

一々 五町 井郷 鉢尻 田代

一々 壹町 砦基里廿七坪

尾張國妙興寺領について

尾張国妙興寺領について

- 一 〇町<sup>(壹)</sup> 皇 牛野
- 一 〇町 貳町余能行名 長瀧寺敷地
- 一 〇町 一木村半分 同長瀧寺々領
- 一 〇町 柴段 新支里 同寺田
- 一 〇町 柴反 佐賀里 廿七坪
- 一 〇町 四段 門田六反 石橋同寺田
- 一 〇町 陸町余 浄土寺敷地并寺領
- 一 〇町 壹町 暗水里十三坪
- 一 〇町 參段 八座里廿四々
- 一 〇町 陸段 大坪里 八坪号中嶋
- 一 〇町 柴段 林野 宮田里
- 一 〇町 參段 櫻木

右坪付注文如件、

元應二年四月三日

(中嶋正介)  
沙弥承念在判<sup>(2)</sup>

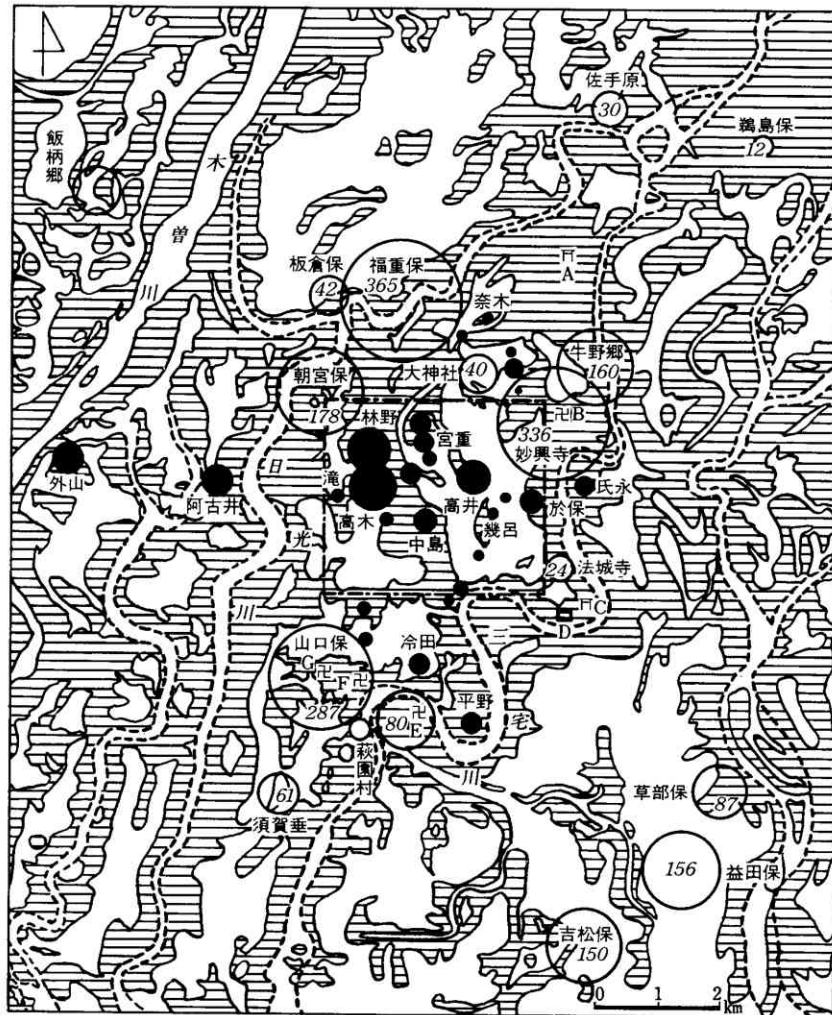
この中島藏人正介の所領目録からも、中島氏の所領は地主的な小さな地片をかかえている散在性の強い所領で職田の集積によって形成されている。そして国衙周辺に集結し、荒尾氏が名主層の所有地を中心に地頭職を形成して中島氏の所領の外郷地域を占めていたことは条件を異にしている。

そしてこの二つの地理的条件をそのまま吸収した妙興寺もまた中島氏領を最初の基盤としてその職田の集積による小地片の吸収と、新なる荒尾方による名田経営と地頭職の掌握という形において寺領を形成することとなったのである。



注

- (1) 倭名類聚抄六 尾張国七十六
- (2) 續日本紀第十一 天平三年五月十四日条
- (3) (4) 正倉院文書(大日本古文書) 尾張国正税帳  
令義解卷四選叙令
- (5) 注(3)に同じ
- (6) 靈異記、中、力女示強力縁第廿七
- (7) 類聚三代格、卷十四、雜米事 貞觀七年八月一日条
- (8) 東南院文書(家わけ十八) 東大寺封戸莊園寺用
- (9) 東大寺要録第六 封戸水田章第八
- (10) 平安遺文十一補一〇三・一〇四号文書
- (11) 鎌倉遺文七―四八八三号
- (12) 平安遺文八―四一〇六号
- (13) 同右―四一五一号
- (14) 国学院雜誌五十八卷第四号 久我文書
- (15) 鎌倉遺文六―三八一〇号
- (16) 吾妻鏡三十二、延応元年九月廿一日条
- (17) 三宝院文書六十四(愛知県史別卷史料二五頁)
- (18) 増鏡、第七、おりゐる雲
- (19) 上村喜久子「国人層の存在形態―尾張国荒尾氏の場合」(史学雜誌)四五頁参照
- (20) 妙興寺領の構成について同氏引用の地図を便宜転載させていただいた。



凡 自然堤防などの高燥な部分 荒尾氏所領 円内の数字は面積(単位反)  
 例 異状洪水時に冠水する 中島氏所領  
 後背湿地など  
 旧河道 A、真清田神社 B、妙興寺 C、大国霊神社  
 D、国衛所在地 E、国分寺 F、円光寺 G、国分尼寺  
 尚、両氏の所領は原則として、面積には、比例して示した。

(2) 妙興寺文書(一宮市史) 一一号文書

二、妙興寺領の成立

妙興寺領の形成においてその成立の時期を中心として考えてみると次の如く四つの区分が考えられる。

I 妙興寺領の成立期Ⅱ妙興寺造営にともなう寺領の基本的領有形態の推進期で、文和二年の寺領目録の作成を以て終了する。

II 妙興寺領の成熟期Ⅱ領家職・地頭職の得分、支配権の獲得に依る寺領の充実及び中分の問題を中心として、嘉慶二年八月十三日即ち滅宗示寂を要因として遭領たる寺領の細密なる調査後作成せる寺領目録作成を以て終る。

III 妙興寺領の変質Ⅱ土岐頼康の卒後、同氏の没落と、寺領押領・押妨の増加と維持への努力を中心として、応永三十三年六月九日の開山禅師号勅諭にともなふ応永三十三年十一月の寺領目録作成を以て終了する。

IV 妙興寺領の崩壊Ⅱ寺内塔頭の方立及び織田氏を中心とする土豪の消長を中心として、最後に文禄四年豊臣秀吉朱印状を以て、三百石と限定されて終了する。

妙興寺は、國中無雙の禅刹と称せられ、幕府の披護のもとに在地土豪勢力を背景として成立した臨濟宗寺院である。妙興寺の経済的基礎をなしたのは、旧中島氏を中心とする国衙領の一部と荒尾氏の寄進・沽却に依る地頭職の吸収であって、その上に妙興寺は貨幣経済の進展に依って自己の所領内に於て反銭を徴収することによって維持されていた。この反銭徴収の対象となったのは大部分中島郡の地である。その田積に於ても、三百七十八町に達し、少くともその三分の二は旧国衙領として、旧木曾川と大江川の間接地帯であって、畿内の集約的農業経営に近い状況を呈していた。このような土地に於ては耕地の開発・農業生産力の発展・貨幣経済の発達、平行的に相互連関しつつ進展して行った。故にこの三者の関係のもとに地方的特色が裏付けられるのであり、そこに又臨濟宗寺院として進出して来た妙興寺の特色も明確にし得るのである。

永和二年と推定される妙興寺々領は、大略次の地域より成り立っている。<sup>(1)</sup>

妙興寺領

- 吉 松 中莊之内  
国衙正税有
- 福 重 花井之内  
正税有
- 朝 宮 国衙正税有
- 飯 柄 本寺江色济有
- 町 名 味 嗜野之内  
三ヶ保色济
- 十 町 名 草 加部之内  
三ヶ保色济
- 中 嶋 散 在 在 々 所 々 少 宛 有  
一 宮 二 宮 江 色 济 有
- 阿 古 江 野 野 也

尾張国妙興寺領について

尾張国妙興寺領について

鈴 置熱田江色済在之

末寺分

円光寺 矢合色済在之

清須村 光孝寺 上島色済在

温泉寺

称名寺

天福寺色済在

藏田寺淵守

かかる地域はすべて中島郡旧国衙領内にあって、それ等の土地が律令時代に於て封戸に於てられた郷保が、永く改められることなく固定化して荘園となったもので、国衙領そのものが、集合的荘園と見なされていた。その中心部に於て三宝院領と妙興寺領が混在している事実は、国衙領の分裂を示すものに外ならない。分裂せる此等の土地は荘園としての価値よりも反銭徴集の目的地に変質されるに到るものであった。

ことに妙興寺の経済的基礎は、以上の如き性格を有する下地を支配する事に依て確立されたと認められる。換言すれば、妙興寺が、その所有する寺領に対し、土地を貨幣価値に換算し、寺僧の貨殖とすることによって確立されともいえる。

(注)後の記述の理解を容易にするために、妙興寺領の成立と田積を表示する。但し第一期の文和二年の分までとする。

地名	寄進者	成立年月日	成立原因	田積	年貢文銭	応安二年公役納法下地田目安注文	分納入方
妙興寺保	荒尾宗頭	貞和3・9・3	寄進	34町反60歩	22貫4丁950文	(4丁) 4貫000文	荒尾国衙
朝宮保	荒尾泰隆 (右同)	貞和2・6・1	寄進	3・1・1	22貫950文	(4丁) 4貫000文	荒尾国衙
福重保	〃	貞和5・8・7	寄進	2・1・1	22貫950文	(4丁) 4貫000文	荒尾国衙
大神田 (中島郡内)	〃	貞和5・8・7	寄進	1・1・1	22貫950文	(4丁) 4貫000文	荒尾国衙
散在田	〃	観応元・八・11	寄進	10・1・1	22貫950文	(4丁) 4貫000文	荒尾国衙
鎌田	中島正介	貞和5・3・2	寄進	5・1	3貫600文	583	私領
在名田	(以下右同)	(以下右同)	(以下右同)	4小	3貫600文	583	私領
志弁里 卅六坪	〃	〃	〃	7大	4貫000文	4貫000文	三宮衙 一宮衙
							仕丁節句 1貫125文 臨時弁

尾張国妙興寺領について

北嶋	(同前)	林野前	大坪	神継	宮重 (秀為屋敷)	光堂	荒見田	明石垣内	九坪	抑副	小林	金森	鷺宮	花池	平野上富	(同前)	暗水里	佐賀里	冷田	虻坪	於保内	
//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	(以下右同)
//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	(以下右同)
//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	(以下右同)
9	4	1 3	4	6	1 1	2	5	7	5	2	5	4小	6	5	1 1	2	5	2	1 1	2	1 4	町反歩
			4、 8 0 0				2、 0 0 0					2貫 6 0 0 文										6 12 丁 8 5 0 文
			4 0 0 文										6 0 0 文									1貫 5 0 0 文 (1丁3反半) (450文)
																						貞藤
			国衙	国衙	一宮							一宮	国衙									国衙 三宮
																						仕丁節供分は引く 興行分2貫160文 以上6貫210文
																						使 治部大夫入道

一板 丁敷 東島	金 森	草部 保	清須村 光孝寺	草部 保	珍 耀	副 田	小 嶋	毛受 村	毛受 村 (人見塚)	在名 田 (柳坪九郎)	砦 墓 (天福寺)	塚原 堤北	井外 古山	阿古 江内	西 瀧内	笠 組	島 打	浅井 角島	光 堂 (橋爪)	(同前)	井 尻	高 木	高 井
//	(中島) 僧宗 竺	//	寺比 宗丘 可尼	//	//	//	//	//	//	//	野田 太郎成氏	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	(以下右同)
//	貞和 6・3・2	//	不 明	//	//	//	//	//	//	貞和 5・12・5	不 明	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	(以下右同)
//	寄 進	//	寄 進	//	//	//	//	//	//	寄 進	寄 進	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	(以下右同)
5 	6 	1・2 	6・  	1・7 	3小 	3小 	1・  	2・6 	(公田) 3・1 	4・8 	荒野	荒野	5 	4 	5 	6小 	3 	3 	7 	1・1 50 	5 	町反 歩	
			9貫 800文			2貫 000文		1貫 800文	3丁 2反		(薪料所) 不明			2貫 000文	3貫 000文	3貫 200文			不明				
			4貫 140文					3貫 000文						4貫 000文		7貫 38文				2貫 880文	2丁 8反	500	(幾呂位田)
		荒尾	荒尾	(三宮) 国衙				国衙		一宮						私領				国重内郡	丹羽郡		
														三宮		国領				(一宮) 国衙	国衙		
			須綱収之					此下地 国方号 今次郎 檢見地 也定損 請負分						作人 弁									

長谷屋敷 井郷	中島新 藏人公俊	不明	寄進	町反歩 1・8・3 1・4・0 1・0・0	1貫3丁 0貫0文	(4反) 80文	三宮	定損請負地 備後前司 本一貫文ナリ
松木垣内 付木垣内	〃	〃	〃	3	1貫600文	〃	〃	
高井	〃	〃	〃	3	1貫600文	〃	〃	
三輪 (丹羽郡)	〃	〃	〃	3	1貫500文	〃	〃	
宅美 (同)	〃	〃	〃	3	9貫716文	〃	〃	
松武泉嶋 (同)	〃	〃	〃	3	1貫817文	〃	〃	
千丸 (同)	〃	〃	〃	1	6貫637文	〃	〃	
南野 (同)	〃	〃	〃	3	7貫300文	〃	〃	
誓吾村内 (兼栗郡)	〃	〃	〃	8	9貫000文	750文	〃	
高木屋敷 (同)	〃	〃	〃	7	2貫350文	〃	〃	
松武郷内 (木瀬川)	〃	〃	〃	6	4貫300文	2貫000文	〃	
井郷	〃	〃	〃	118・6・278	〃	〃	〃	〃

(ウラガキ) 「開山自筆龍翔寺預置文書目録ニ載之」

「諏訪法眼円忠封裏目録」

「為後證名加判矣」

文和三年七月廿八日

円忠 (花押)

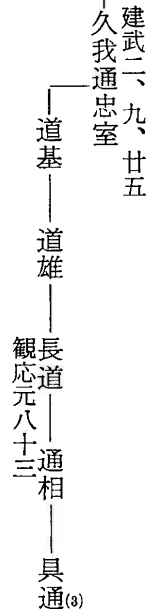
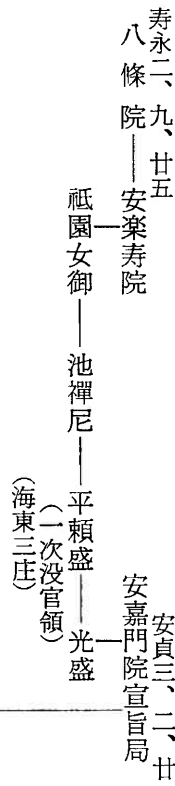
光嚴 (〃)

この妙興寺々領の成立の原因としては、中世初期より国衙領という、特殊な条件のもとに成立した国衙周辺の土地の寄進に依るもの、売得に  
尾張国妙興寺領について

尾張国妙興寺領について

よるもの等必ずもの一定しない。

然し妙興寺領文和二年の寺領目録にある如く百十八町の内三分の一を占める妙興寺保の獲得は、全く妙興寺造管の基礎をなすものであった。妙興寺保は元来真清田社領の一環として存在した。その伝領の経緯は次の如くである。



ことに嘉禎元年検田目録に依ると総面積百二十九町九段三百歩の田籍を占めていた<sup>(4)</sup>。されど、その土地のすべてを明にすることは出来ないが、中島郡の中心部を占めていたことは推察出来る。この真清田社領は元来久我家を領家と仰ぎ、海東三庄と共に管領されていた。

今ふりかへって、鎌倉中末期に於ける中島郡の土地支配の形体は、承久の乱に於てその中心地帯を占めた中島宣長一族が官軍に参じたので、幕府よりその所領を没収され、古来所有していた国衙領も「近来在廳國民等恣語眼代以下之免判引募神領之間、公領滅失、正税如<sub>レ</sub>無 因<sub>レ</sub>茲承久三年以後 勅免國免之外悉顛倒」するに到った。そして国免の地とは、即ち国免の名主、四人の名田を指す。

名	主	假	名	田	籍	用	途
沙弥成蓮	左三門尉	千騎分	尾張俊村	四十一町三反	熱田宮中門廻廊廿間	并惣社造管料田	
		重松分		一乗寺保			



平經忠	國重分	三十七町六段大 私領國領 十六町四段	神宮寺修理田 不足志町二段半 熱田宮領
左エ門尉源成廣	友重分	二十町 田島十五町	眞清田宮修理田 熱田宮右方屋十間料

そしてこれ等の土地が国衙領中心地附近であり、或意味に於ては四人の名主等の私領地化して行った。例へば源成広の如きは「重代在廳身」として、忽ち「緒國威之間」<sup>(7)</sup> 眞清田神領を顛倒してしまった。然るに一時没官された中島氏の領地の一部屋敷・田島が延応元年に頻りに愁訴するに依て返遷されて、再びその地盤を占むるに到つて、後中島正介に到る間に、国衙大介職を継承し、各名主を一応自己の支配下に置いた。然るに国衙領の斯の如き推移に対して安貞三年二月二十日に平光盛より安嘉門院宣旨局に伝領された眞清田・海東三庄の諸庄はのち久我家の手に歸し、恰も国衙領を挟んで南北に成立した。久我家は両庄に領家職を樹立し、預所を置いて管理せしめていたが地頭職も鎌倉初期に小山氏によって成立していた。在地性の強い地頭は次第に名主等と結合し、自己の勢力の増大を計り、鎌倉末期には海東上庄では正安二年より正和元年に到る間に於ける地頭の未進押領物絹七百九疋五丈六尺、糸三千四百三十二両三分、綿一万六千四百六十七両三分、錢千八十三貫三百十六文を数うるに到つた。<sup>(8)</sup> 眞清田庄に於ても同様に地頭安威新左衛門入道性遵と相論を生じ、「地頭令知行下地以有限色上分令備進社家」の先例を改めて、和与し田五町につき反別百文を十月中に、島三町二反につき反別五十文を六月中に弁進することを約諾している。<sup>(9)</sup>

然して、海東三ヶ庄に於ても一時没官されたが建武四年平賀忠時が地頭職となつたとき、年貢進済せず領家方に打入り、荻田狼籍を働くため、領家方では「先守護中条判官家人平塚十郎」「上御使今川左近藏人」等によりその押妨を停止している。

この相論に當つて、今守護と考えられる土岐氏の被管人の荒尾民部権少輔宗頭は使者となり、検断に及んでいる。又殆ど同じ年次に於て荒尾宗頭は円覚寺領富田庄の検断にも検断使として役目を果している。

以上述べた如き中島郡の状況は国衙を中心とする国人層の中島氏と海東郡木田及び尾張国久我家領を中心に荒尾氏は守護の被官人として、各地に地頭職を獲得した。そして中島郡には以上の如き二大勢力を考へねばならないであろう。土豪中島氏は建武の失敗と共に衰亡に傾き、荒尾は土岐の守護大名化するにつれて被官人として勢力も強大となりつつあった。

尾張国妙興寺領について

尾張国妙興寺領について

貞和三年妙興寺の建立は土岐勢力を背景として立つ荒尾宗頭(マツ)の妙興寺保三十四町の寄進によって初った。その土地は

一所 九丁八反六十歩 本地十二家

一所 五丁三百歩 五家

一所 四丁 御名

一所 八丁 前野

一所 二町六反大 浮免散在

一所 四丁一反六十歩 寺社免

にて、久我家に於ては依然として領家職は存立していて、妙興寺は以上の土地より収得される地頭得分物を以て造営料に充てられることになつた。

また、妙興寺保に於ける貞和五年二月の領家方よりの「妙興寺年貢覚注文」<sup>(12)</sup>によると

惣田畠参拾町壹段三百卅歩内

除拾捌町五段

定拾陸町玖段三百歩

濟物

糸 七十両

綿 五十両

絹 壹疋四大

大豆 五石捌斗壹舛六合

右注進已上 如件

貞和五年二月 日

右は前記の寺社免を除いた分としての領家への所当年貢である。然し十八町の除田については判明しないが、恐らく妙興寺造営に対する協力的態度の表れであろう。

荒尾宗顕に依て妙興寺に寄進された山口保・福重保・朝宮保・大神田・散在田等の約三乃至一町の散在地はすべて地頭方年貢及得分物（公事・加徴）は免除され、これら諸保の荒尾方に徴集されるべき地頭得分は妙興寺造営料となったのである。

これに対して中島氏も「中島門田」「正介屋敷東」<sup>13</sup>或いは拝師郷の中心地帯の地頭得分地として影響力の大きい土地を一円不輸としてこの寺に寄進していることは、中島氏も中島氏出身の滅宗宗興の建てたこの寺に所領を寄進する事がかへって自己所領の安全性を得るためのものと理解していたのである。

其他小地主の相伝地の寄進により、更にこの寺院の経済的基礎を確立し、斯の如くして文和二年に百十八町歩に及ぶ寺領地目録が作成されたのである。翌三年七月廿八日には尾張守護の「任頼康申清」足利尊氏の判を得て「為當寺興隆」として寺領が成立したのである。<sup>14</sup>

(1) 妙興寺文書（三三〇号）、一宮市史下一一三頁

但し、妙興寺文書は一宮市史下の所収を別巻としたものを用い、さらに原本校合を経ている。以下文書番号は該書の整理番号を充当している。

(2) 妙興寺文書原本では「妙興寺寺領目録」一巻が箱に入り、表書あり。文和三年七月廿八日に諏訪方眼円忠等により作成された。宗興自筆の文書目六には

「一通安堵御下文同諏訪法眼<sub>奉行</sub>目六<sub>対裏</sub>」

とあることにより、この目録を指すものに相違ないと思はれる。

(3) 愛知県史一、三七二頁

一宮市史下所収一〇二九久我家文書（国学院雑誌五十八卷四号）

(4) 久我家文書、一宮市史下一〇三三

(5) 吾妻鏡三十二

(6) 尾張大國霊神社文書一宮市史下一〇五三

(7) 右 全

(8) 久我家文書 愛知県史所収別巻三五六

(9) 全 一宮市史所収一〇三七頁

尾張国妙興寺領について

尾張国妙興寺領について

(10) 全 愛知縣史別卷三五九頁

(11) 妙興寺文書 (三六号)

(12) 妙興寺文書 (三九号)

(13) 全 (九七号)

(14) 妙興寺文書 (七五号)

三、地頭的支配に依る寺領の統制

文和二年(一三五三)寺領目録に見られた寺領は造管料として寺院の基本財産であったが、威宗宗興の意志は確立された寺領を拡大充実に、永久に退転し得ざる寺領を求めたことであつた。すなわち文和三年より、永徳二年(一三八二)宗興示寂に到る間は、実にその期間に当り、妙興寺領の成熟期といえる。

この期間の主要なる問題は、寺領内の地頭職の寄進・買得をすることに依て、禪宗寺院としての妙興寺の経済的基礎を確立を期することであつた。

そしてその主要なるものをかかげると、

地名	年月日	所有者	田籍	賣價	職名	経緯
妙興寺保	延文4・8・7	久我通相	233丁6反	二〇〇貫	領家職	寄進
牛野郷	康安2・3・10	荒尾泰隆	16丁		地頭得分	寄進
佐手原郷	貞治2・7・15	能親	3丁			却進
福重保	貞治4・6・27	荒尾泰隆	34丁5反	六〇貫	地頭職	寄進
朝宮保	貞治4・12・21	荒尾泰隆	8反	二五貫	地頭職	寄進
吉松保	貞治5・2・3	荒尾泰隆	15丁		地頭職	寄進
草部保	貞治6・4・28	荒尾泰隆	60丁3反	六四貫	地頭職	寄進

益田保	応安2・2・5	荒尾宗夫	10町名	二五〇貫	地頭職	寄進
板倉保	文安元以前	荒尾少輔太郎	4丁2反半	不明	地頭職	寄進

(1)

となつてゐる。つぎにこの主要なる寺領のそれぞれの土地について、妙興寺領となつた経緯について述べてゆくこととする。

〔妙興寺保〕この土地は妙興寺の所在地であり、面積三十四町に及ぶ寺領内での伽藍の中心地である。この保に就ては前章に於て大略その推移を知ることが出来たが、領家は久我内大臣通相を仰いでいた、然るに妙興寺文書に依ると、

奉寄 尾張國中島郡長嶋山報恩妙興寺保領家職事

右件保者為當国一宮真清田社領内久我殿御管領當知行無相違之地也、而當寺者、依令建立當保内、号妙興寺、為彼寺領一円不輪、限永代被寄附者也但當所者雖有造宮料所之号、以他所、可被遂其節、且妙興寺御歸依、依異于他、有御寄附之上者、為彼寺、可被專御家門長久、御祈禱者也、為斷未來之、煩被申副 勅載之上者、更不可有相違、雖末代不可有違約之儀、仍為後證龜鏡御奉寄之状如件

延文四年二月卅日 前左 馬権頭(花押)

(土岐頼康)<sup>(2)</sup>

とあれば、宗意のもとに入った滅宗宗興とそのもとで滅宗に帰依した宗頭との関係によって、貞和五年(一三四九)二月に示した領家方の年貢を保留しつつ妙興寺の寺領として入ることになった。そして同年八月七日に後光厳院の勅載を仰ぎ延文五年(一三六〇)後四月十日には久我通相の手印(宇宙印)を受けて、妙興寺保は荒尾宗頭の地頭役免除と共に、ここに一元化した。そして創建事業は増々進展して行った。妙興寺保は妙興寺の直割領として、寺領の中でも最重要な位置を占め、保内百姓を造営に又反錢等徴集に安心して協力させることが出来るに到つたと思われる。この保の年貢は惣田畠三〇町一反三三〇歩のうち一八町五反を除いて、一六町九反三〇〇歩の年貢済物は糸七十両、綿五十両、絹一疋四丈、大豆五石八斗一升六合を領家方に差出すはかは一円不輪の寺領となつたのである。

〔牛野郷〕牛野郷は、現在一宮市牛野通の地域である。東は大江川に臨み、西は妙興寺保に接し、北は一宮村に近く、南は赤池・陸田<sup>むつだ</sup>を経<sup>つ</sup>て日下部・清州に通ずる道路に臨んでいて、土地は平坦で、交通に至便な所である。

尾張国妙興寺領について

尾張國妙興寺領について

牛野郷は元来荒尾宗頭が地頭職を保持していた土地で、土岐頼康が尾張國の守護を兼ね守護代として頼瀨が来るや、幕府は觀応三年（一三五  
一）七月廿四日諸國守護に命じて、寺社所領の狼藉を禁じている。すなわち

「近江美濃尾張三箇國本所領半分事、為兵糧料所當年一作、可預置軍勢之由、相觸守護人等訖、於半分者、宜分渡本所、若預人寄事於左  
右、不去渡者 一円可返付本所」<sup>(6)</sup>

又忠光郷記に

「美濃尾張兩國本所領半濟、宛行土岐之由有其聞、此國々僅有其実」<sup>(6)</sup>  
（頼康）

とあれば建武以来追加に見られる、南朝方の蠢動に対する軍事費の獲得を計らねばならなかった守護人土岐頼康に依ってこの寺領の半濟が実施  
されたが、その状況について牛野・吉松両保に於て明確に実施された事実を示す史料を見ることが出来る。すなわち康安二年（一三六一）三月  
十日牛野郷坪付注文及び文和五年（一三五六）三月十日荒尾宗頭（澄覚）牛野郷坪付注文等に於ては中分・半濟は次の如く実施された。

尾張國牛野郷坪付注文

合

一、地頭領家中分地

四町八段内 式町四段領家分  
式町四段地頭分

〔分錢四貫文〕

西本地 〔作人正二郎入道〕

六町四段半内 三町式段九十歩  
三町式段九十歩

〔太郎大夫入道〕  
領家分 東本地堤内  
地頭分

〔彦次郎〕

十一町七段内 五町八段半  
五町八段半

〔佛円〕  
領家分 東本地一色  
地頭分

貳町内 壹町 領家分  
壹町 地頭分

東本地人給跡<sup>(カ)</sup>

一、貳町 領家一円 西本地

一、壹町 地頭一円 西本地

一、壹町 地頭一円 東本地

領家押領 地頭公文名 西本地

三町 除

八段内 四段 領家分 沙汰人給東本地  
四段 地頭分

四段 預給 西本地 〔分錢六百文〕

壹町 五段 領家分 毛受引二坪 〔分錢二貫文〕

後五町八段 荒野 熊野地 〔一宮中務引〕

前壹町 荒野 小野

五町八段 荒野 高木(河原) 〔高木押領〕

貳町貳段大 堂地宮地敷地 〔下〕

以上

右坪付注文如件

※は文和二年七月日右大臣家領牛野郷年貢注文に依る。

康安貳年三月十日

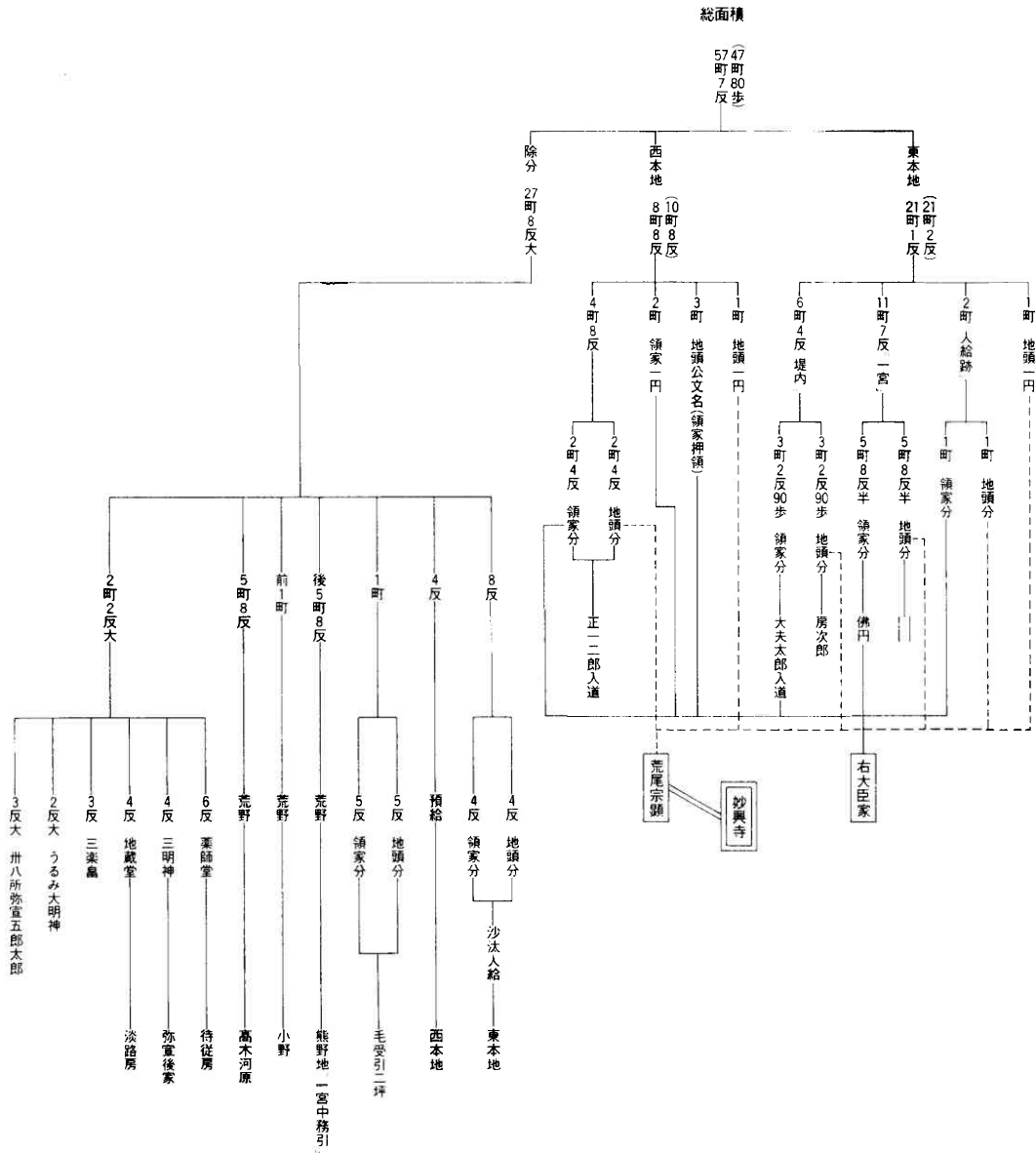
右を凶表にすれば次の如くなる

このような方法を以て下地中分すると共に半済を行った。<sup>(7)</sup> 即ち康安四年に報告された状況は妙興寺の手に帰した後の形態であるが、中分は文和

二年前後に実施されたものであって、観応三年七月廿四日に將軍家の沙汰を帯びて、約一年で実施を見るに到ったのである。中分に依て下地は分

尾張国妙興寺領について

尾張国妙興寺領について





割統治を見るに到り、作人正一二野入道の如きは、年貢を分割して領家方地頭方の二つに対して年貢を支払う如き状況を呈した。然しながら、地頭は領家方への年貢をも作人より徴集する立場にあって、妙興寺の持っている地頭的支配はかなり強くに推進され。牛野市場を有するこの土地は妙興寺にとっても生命ともいふべき、枢要な地域であったからでもあると考えられる。

然して下地中分に当っては、幕府||守護人(土岐頼康)||守護代(頼熙)||執進(荒尾宗顕)の如き支配関係に於て、荒尾氏の手により実施されたと思われる。牛野郷の領家は「牛野郷田畠取帳文和二年目上覧案」には右大臣家とあれば、右大臣家が領家であろう。かくして下地中分・年貢半済して兵糧米として獲得した「地頭方下地及年貢得分物」は六年後康安二年三月十日(貞治元年(一三六二))に妙興寺の所有に帰した。この場合徳政回避の為寄進状に同時日の沽却状を添えている。<sup>111</sup>そして錢二百貫文で売却していることは、牛野郷が市場を含んでいるという重要な経済的条件が働いているものと考えられる。

牛野郷は妙興寺に於ても東本地、西本地に二分して支配し、その統制には応永九年(一四〇二)二月に於て本地では、土着の武士たる刑部太郎・三郎右馬允を以て、公事夫役加徴等を除いて、夏秋水旱を論ぜず三町九段三百歩に対して十三貫六百七文を毎年二月より十二月まで十一ヶ月間に毎月・月宛に妙興寺の納所に納付すべきことを約束している。<sup>112</sup>

東本地も恐らく西本地の如く土着の武士等に年貢を徴集させたと考えられるが、唯東本地では公文に依て請収せしめて、西本地に比して、夏秋損亡不作減として六貫文を免除されている。そして東本地では前に述べた如く、

「一反小廿歩分錢五百四十二文市庭減分」<sup>113</sup>

とあることは、市場の存在を示すものとして注目すべきことであろう。

以上要するに妙興寺は、明確に武家のごとき地頭職は成立してはいないにしても、地頭的年貢支配形態が妙興寺の寺院経営の上に流用されていたことは否めない事実であろう。

〔佐手原郷〕佐手原は現在葉栗郡葉栗村佐千原の地で、旧木曾川に臨む所で、妙興寺よりは真清田神社を通り、小島村の対岸にあった。嘉曆二年(一三二七)項、既にこの土地は、荒尾宗顕の支配にあり、宗顕は佐手原郷四丁五段を一宮中務亟親直に譲渡しているが、この土地が貞治

尾張国妙興寺領について

二年（一三六三）に至って能親の手によって、五十貫文で妙興寺に移管された。後の寺領目録では三丁とある。

然し、妙興寺の佐手原郷吸収の過程は、能親が寺家より、五十貫を借用して、その返済の方法として、下地は借錢返納の時返済さるべきで、もし然らざる時は十ヶ年を期限として「寄進状」に書改めらるるとの契約で、事実上返済不可能となって寺家の手にうったと思われ<sup>146</sup>。

妙興寺の以上の如き寺領の獲得は、即ち大地主的土地支配と共に、金融的支配形能をもそなへたと考へられる。それは鎌倉末期より室町中期に到る貨幣経済の進展と共に、寺院の経済的基礎確立の上に貨幣経済を無視して、寺院の経営に従事することは不可能となるに到ったことを考へなければならぬ。即ち妙興寺文書の中にその例が見られる。

契約申 尾張国分寺内本妙興寺領事

右所領者、省忠當知行無相違之地也、雖然有要用、妙興寺佛物用途伍拾貫文、借用申処実正也、一年中ニ貫別肆百文宛相副、利平ヲ本利相當之間、諸公事等一円ニ可有御知行候、但天下一同又者於此在所旱水風損時者差遣上使、年貢之多少於相定者、可有御結解候。万一此所領不慮之子細候者、質物ニ同國三柳當知行之在所を、此本利相當之程可知行候、若年紀中ニ違乱煩申仁出来候者、於公方、堅可預御沙汰者也、仍為後日、契約之状如件

応永参拾志年<sup>甲</sup>十一月十日  
辰

二宮備中 省忠（花押）<sup>147</sup>

とあれば寺内の仏物用途という主要財源より五十貫文を二宮備中省忠なるものに借出している。そして本利について一年毎に利子四百文を貫別に、即ち二十貫を返済し、若し一年にて返済を約束する場合は、七十貫を本寺へ返済することになった。そして返済までは下地を質入し、寺側より管理していた。国分寺内とあれば土地も良田と考へられる、かかる貨幣経済を中心とする寺院経営を経続していたことが判明する。

然るに佐手原は長禄二年十二月二十四日（一五四八）には、

尾張国妙興寺領、同國佐手原事、於當寺領者、悉被成還補御判之処、令押領云云、太無謂、早可被返附寺家雜掌、若猶有遲怠者、可有異沙汰之由、仰出候也、仍執達如件、

長禄二年十二月廿四日

（布施）  
貞基（花押）

神戸七郎右エ門尉殿<sup>18)</sup>

(飯尾)  
之清 (〃)

とあるごとく、寺領が神戸七郎に押領されるに到った。又宝徳四年(一四五二)三月二十四日には南禅寺用材が佐手原に漂着している事は、佐手原が明に木曾川に面した土地であり、弱少化しつつも妙興寺に於て維持されつつあったことが知り得るのである。<sup>19)</sup>

〔福重保〕 福重保は現在愛知県中島郡萩原町花井方の土地である。福重保も、佐千原と同様北西に旧木曾川の主流を控へている。

貞和二年(一三四六)頃に荒尾の支配下に入り、貞治四年に至る二十年間に三十四丁の田籍をを数えるまでに拡大していた。然し元来木曾川に沿う土地である故三分の一は河成と荒野であった。荒尾宗顕は、既に貞和五年に畠地一町を妙興寺へ寄進しているが、妙興寺は遂に貞治四年六月二十七日(一三六五)荒尾泰隆より地頭職を買得・寄進を受けている。それは妙興寺の伽藍の完成と共に経済的基礎を確立するために買得されたものと考へられる。

沽却 尾張國中嶋郡福重保参拾肆町

内荒野河成不作等<sup>坪付注文事  
在別紙</sup>

合拾貳町柒段半者

右地頭職者、泰隆譜代相傳當知行無相違地也、而依有要用、直錢陸拾貫文仁令沽却妙興寺畢、自元為荒野等地之上者、云公家武家役、云私加徴万雑役、永閣之者也、至于子々孫々背此状致違乱煩者、可被申行其咎、為後證放券之状如件

貞治四年六月廿七日 前美作守泰隆(花押)<sup>20)</sup>

とあり、福重保の地頭職が土地の荒廢の故を以て難なく沽却されたものと考えられる。

かくして成立した福重保一帯の寺領は更に荒尾氏の背景のもとに拡大して、絶えず一円化への努力を重ねた。応安三年(一三七〇)十一月には福重保内三丁四段の地が、元来荒尾宗天(泰隆)によって「令寄進宝珠寺」といえども「為遠所立替」て「妙興寺寺物六拾八貫文」を以て沽却され、他寺院の勢力が妙興寺領内に進出することを防止している。<sup>21)</sup>即ちそれは妙興寺が荒尾氏に交って地頭として在地性にもとづく強力な支配形態を樹立せんと努力したのに外ならない。

尾張国妙興寺領について

尾張國妙興寺領について

然るに応永十二年（一四〇四）頃には妙興寺の勢力も減退し、

尾張國中島郡妙興寺福重保内、花井畠三町事、為本寺領、支證明鏡之上者、如元所返付彼寺家之状如件

十一月廿二日沙弥（常竹）（花押）

妙興寺出管<sup>㉒</sup>

と新興の織田氏の勢力を借りなければ福重保内の寺領を維持することが不可能となった。

〔朝宮保〕朝宮保は愛知県中島郡萩原町朝宮の地である。朝宮保も前の保と同じく旧木曾川の河岸にある。朝宮保は鎌倉末期より荒尾一族の所領が散在し、嘉暦二年二月二十四日には帰覚に依って同保内の散在田を舎弟高階宗房に護渡している。恐らく同保に於ける地頭職は早くより成立していたものと思われる。然るに妙興寺の建立に際し造営料として貞和五年（一三四九）三月二日中島正介より朝宮保内の阿古江野を寄進され。ここに朝宮保に於て妙興寺は阿古江の開発に従事する一方、附近の土地を買収し、再び宗顯より觀応二年（一三五二）六月には阿古江を含む土地三町を六十四貫文で買得・寄進されている。かかる状勢は妙興寺の建立と共に貞治四年十二月二十一日（一三六五）には遂に地頭職を得ている。

沾却 尾張國朝宮保内畠地事

合老町者

一所 捌段小 四至限東朝宮寺領  
限西同前

限南大河入道知行分  
限北同前

一所 壹段大 四至限東富田塚  
限西妙興寺領

限南大河入道知行分  
限北大河入道知行分

右當所者、泰隆譜代相續之地頭職也、而依有要用直錢貳拾伍貫文仁永所沾却妙興寺也、於領家年貢之下地者、依各別之地至彼畠地者、不及領家役之沙汰、其上除地頭諸役畢、若子々孫々中、背此状者、可為不孝之仁者也、仍為後證状如件、

貞治四年乙巳十二月廿一日

前美作守泰隆（花押）<sup>㉒</sup>

奉寄進 妙興寺

尾張國中嶋郡朝宮保内畠地事

合壹町者

一所 捌段小 四至

限東朝宮寺領  
限西同前

限南大河入道知行分  
限北同前

一所 壹段大 四至

限東富田塚  
限西妙興寺領

限南大河入道知行分  
限北大河入道知行分

右所當者、<sup>(荒尾)</sup>泰隆譜代相續之地頭職也、而「為當寺造營、永所令寄進也、然者一圓不輸仁、可被全寺務、將又於領家年貢者、依有各別之地、不及領家役之沙汰、其上除地頭諸役畢、仍為後證狀如件、

貞治四年乙十二月廿一日 前美作守泰隆(花押)

このように同日の売券と寄進状が妙興寺に差し出されていることについては、明らかに荒尾宗頭が単なる地頭職の寄進でなく、これを売却していることを示し、妙興寺もまた荒尾泰隆の持っていた地頭職の地頭得分を直錢二十五貫文で買得したことを示している。このように地頭職が売買の対称となっていることは、妙興寺領の地頭職のすべてについていえることで、この買却を通じて貨幣経済の中で在地土豪としての勢力を保つていこうとしたことも明らかであると同時に、滅宗宗興の妙興寺年中行事注文等にも見られるように、土地経済から貨幣経済に切りかえることによって、寺院の運営を維持してゆくことにとめたのである、その結果、妙興寺領の拡大と共に、附近にあった地頭給田が必然的に買得されるに到った経緯を示す。荒尾氏としても、水害を受け易く、荒野の多い土地を長く保持する事よりも徳政を回避し、そのうえ軍備の必要な折から、錢貨獲得の有利な事は洞察していたと考へられる。「各別之地」とは恐らく荒野か然らずんば、妙興寺の開発地であろう、応安二年には妙興寺は三町について本寺分として朝宮保内より五百文を収得している事はその開発が進展していることを示すものである。同六年に荒尾宗天(泰隆)は妙興寺接待所領として一町の土地を沽却・寄進し、妙興寺は朝宮保の地頭的支配を進めて行った。かかる地頭的支配に立つ妙興寺が、各地頭が所有私領の開発に力を致す如く、妙興寺が阿古江野開発に努力した事は左の事実によって最も明確に理解出来る。

妙興寺領阿古江野内同開発代官職事

尾張国妙興寺領について

右此野者、多季預申候處ニ、依緩怠之儀候、雖召放候、連々歎申候間、如元預給處也、但発御年貢錢ハ、依季ニ作毛可取沙汰申候、若於此野、被萩をも刈放、自今已後緩怠之儀申候者、何時も被召放候はんに、全不可違儀申候、猶々日夜無退轉堅可警固仕候。仍為後證請文之狀如件、

嘉吉三年癸亥十月廿六日 遠藤三郎宗次（花押）<sup>30</sup>

かかる寺領の統制は、如何に妙興寺が寺領の經營に當って、強力に押進めたかが推量されるのであって、開發地の代官に依る支配が、武家的な支配形態と相似ていることを指摘したい。阿古江野は中島正介大介職の地であり妙興寺の薪料所でもあった。<sup>30</sup>

〔吉松保〕吉松保は愛知県海部郡美和村古道附近と考えられる。吉松保は元來国衙領なりし古道里を中心に發生して石作郷内に所在していた。この土地は朝宮保と同様嘉曆三年沙弥帰覚（荒尾氏）より土与若丸に譲渡した荒尾氏にとっては由緒の土地であった。<sup>32</sup> 然して文和二年八月廿三日、三宝院に依る国衙領の「諸郷保正税納帳」には吉松保は年貢代錢を一貫九百文を出している。それは七月廿二日に五百文、同廿四日に四百文、八月十八日に一貫文の三度に分つて国衙に年貢錢を出している。また牛野郷等と同じく吉松保も領家地頭に下地を中分している。が牛野郷の如く明確に中分されたかどうかは判明しない。<sup>33</sup> 然し、吉松保の土地は荒尾の被官人上條氏によって統括されている。この吉松保が妙興寺の手に入ったのは、貞治二年（一三六三）七月十五日に造営料として、<sup>34</sup> 荒尾泰隆より寄進されている。妙興寺は更にその支配權を強化するために、同五年には地頭職を獲得している。

尾張國中島郡吉松保地頭職、所令寄進于妙興寺也、但當保内、先立於浄土寺真福寺穗田二ヶ寺、有契約之下地云々、仍毎年不闕仁、段別百文宛、公事用途有之、於向後者、一円寄進之上者、自寺家可被收納也、若有無沙汰之儀者、副使節可被沙汰也、仍為後日狀如件、

貞治五年午歲二月三日

泰隆（花押）

とあり、妙興寺は吉松保の地頭的支配權の行使に依り、反別百文の他寺院の用途を一段年貢を收納せる後に於て支払うべき義務を帯びることになった。吉松保は古くは石作郷古道里の土地で早くから国衙領が成立していたが、建武中興後国衙領が醍醐三宝院の知行地となるや、妙興寺の地頭的支配權を寺領に充分に行使し得るためには、自ら三宝院の認承が必要とされた。そのために同年三月には三宝院僧正光濟の認承を得、<sup>35</sup> 四

月には後光厳院の勅載を蒙って、一円化のための支配権を把握することが出来たのである。そして妙興寺は三宝院へ年貢を毎年九貫八百文国衙正税として納入することになっていたが、吉松保は妙興寺の積極的統括によって三宝院支配という他寺の干渉を退けて、漸次一円寺領化を推進して行った。

然し、滅宗宗興示寂後、吉松保の経営に当たっていた妙興寺は、遂に在地新興土豪の進出のために意外なる障害に直面することとなった。

目安 妙興寺維掌謹申

右當寺領、尾張國中島郡内吉松保拾伍町此内半分領家三宝院家御領也、事任去嘉慶二年十月二日安堵御判之旨案文備右、當知行無相違之処、齊藤・左近將監非寺領由掠申之、賜御書下、去月晦日令入部条、難堪之次第也、被成下安堵御判以來、無他妨之処、構虚言掠賜之条、愁訴無極者也、所詮支證明鏡之上者、預嚴密御成敗、為全寺務、粗言上如件

応永貳年七月 日

とあれば新興土豪齊藤氏に依て進入押妨の憂目に合っているが、これは明に応永九、十年（一四〇二—一四〇三）に到る、尾張全国に波及せる押妨の一環として、吉松保に於て見られるものであった。

この吉松保の動向は、前述の諸保と考へ合せると、佐手原・朝宮・等が旧木曾川の水上交通の要衝を占めているに對して、妙興寺・牛野・草部・益田・吉松が東海道を中心として、陸上交通の要衝であることは、交通史上又妙興寺の発展の要素が何辺にあったかを我々に知らしめるものである。

〔草部保〕草部保は愛知県中島郡大里村日下部の地で、古くは草部郷の地であり、清須村・草部里・田宮村等の土地を含む萱津川（大江川）に臨み鎌倉街道附近の地域を含んでいる。古来より中島郡内の枢要な地域であったことは想像出来る。鎌倉初期に於て、この附近に土豪より出自した地頭が鎌倉幕府より任命され、建保年間に丹羽郡落合郷より出た落合行長等が有力な勢力となっていた。然るに鎌倉末期正和三年（一三三四）には「草部郷一分地頭」―落合左近大夫行長子息（幸寿丸）と、「宗隆跡地頭草部助太郎入道善願」の両者の相論が起ったが、それは此の地域で小土豪が多く地歩を固めるに到った様相を示すものである。朝日村の朝日孫次郎頼氏、上条村の上条太郎左衛門尉篤光等の名が見えている。特に上条氏は荒尾氏の被官人として、中島郡に荒尾氏の進出にともなう、在地の諸問題の解決に当たっていたのである。

尾張國妙興寺領について

尾張國妙興寺領について

斯の如き中小土豪群に包まれて、妙興寺領草部保が貞治六年（一三六七）荒尾泰隆の地頭職を六十四貫文にて買得して成立した。<sup>42</sup>そして職田が三丁五反六十歩あり、すべて散在田であった。

つぎにこの保に於て見られる問題は保内に建立されている清水寺の存在である。

清水寺は草部保内に早くより建立されていた寺院と思われるが、史料の上に表れてくるのは正和三年（一三一四）草部郷地頭草部助太郎善願の清水寺田押領による事実である。<sup>43</sup>元徳三年（一三三一）には寺領畠二丁七反、田一町七反であり、曆応二年（一三三八）七月十二日には藤原右近に依り一町四段を寄進されている。

奉寄進

尾張國中島郡草部郷清水寺田畠事

合壹丁四反小者

此内坊地八反 二反大夫次郎屋敷 寺田  
一反弥三郎屋敷 向畠

御堂修理料所二反大 一反大十郎川渡  
一反 左近屋敷

鎮守修理料所二反寺田

一反半、左近尉屋敷 過去父母及右  
現當二世祈禱所<sup>44</sup>

と保内に存在した清水寺は、貞治六年四月二十八日（一三六七）妙興寺の地頭職買得と共に清水寺は、地頭職田の中に含まれた。

（ハンウラ）  
「清水寺前住比丘尼直寛ヨリ理岌大師ニ讓狀」

讓渡 尾張國中島郡草部郷地頭職内田畠事

合田地陸段 在坪付別紙

畠地貳町壹段大在御堂一字清水寺

右件清水寺同寺領田畠等者、真寛重代相傳所領也、而田宮修理亮入道殿息女此丘尼理岌御房、相副手継本證文并關東外題安堵、六波羅御下知等、限永代所讓渡也、更不可有他妨、仍讓狀如件、



応永九年壬午十月十六日

清水寺此丘尼真寛(花押)

(45)

かくの如く地頭職田内に存在する在地弱少寺院は、妙興寺の末寺化されるのは当然考えられる問題で、永享二年三月(一四三〇)には、前住理岌より、住持職、寺院建築物、寺領を妙興寺耕雲庵性勝首座の高弟祖桂に譲渡している<sup>(46)</sup>。そして在郷寺院の末寺化ということは、寺院そのもののみならず、寺領の吸収の問題をも包含して考えるべきであろう。

〔益田保〕益田保は愛知県中島郡大里村増田の土地で、吉松保と草部保の中間に当たっている。そして応安二年(一三六九)荒尾宗天より益田保内十町の地頭職を二百五十貫で買得・寄進されて成立したのである。

〔板倉保〕旧木曾川の福重保の対岸、愛知県中島郡起町板倉の地である。年代不明なれども、荒尾泰隆の後裔と考えられる荒尾少輔太郎(荒尾小太郎)によって四丁二反半の地頭職を寄進している。

以上諸郷保の地頭職をめぐる妙興寺領の拡大を見て来たのであるが、妙興寺はかかる武家に於ける地頭の荘園支配の方法を準用することに依って、寺領荘園を維持せんとしたのであって、かかる妙興寺の支配形態については(一)荘園内の農民に対する勤農と生産物に対する管理指導をなすこと。即ち地頭のもつ(二)、下地進止権と年貢所当の徴収、領家得分の配当に対する権利(三)荘園内の警察司法権(四)加徴米の徴集(五)下地検断権、更に後に見られる(六)荘園市場の経営管理等の諸得分は、すべて妙興寺経営のための重要な経済的基礎をなしたのである。そして之等を根幹として、近郷散在田の吸収は絶えず続けられ、或いは地縁的諸条件、或いは血縁的諸関係、加うるに宗教的政策に於て、その拡大をはかって行った。

そして伽藍の造営と共に貞治二年には、尾張国の東海道の交通上に於ける重要な位置は、早くより貨幣経済を進展させた関係上、作成された「妙興寺常住年中行事」は完全に寺院の経済的基礎は錢貨で以て運営さるべきものとされている。そして妙興寺の獲得して行った地頭職の所在地は何等かの形で交通上の要衝であり、貨幣経済の中心地であった。そして妙興寺で代表される禅宗寺院が一方では中世的な下地支配の上に立つ武家的な地頭的支配を温存させつつ、他方近代的な貨幣経済の上に立っていることは、中世的寺院の変質の過程を知ることができる。そこに禅宗寺院の特質が自ら判明するものとも考えられる、またこの寺では滅宗宗興示寂の瞬前に於て、遺産譲渡の形態に於ける如く、応安六年

尾張国妙興寺領について

(一三三七三) 十一月一日には妙興寺寺領文書目録が形成され、永和二年(一三七六)には示寂の塔所たる天瑞塔領注文<sup>47)</sup>が作成され、同時に「妙興寺領両目録内散在年貢反錢目録」が作成された。示寂後遺弟等に依って、嘉慶二年(一三八八)八月十三日、寺領の現状の把握と維持経営への方針樹立のために第二次寺領目録の作成を完了し、足利義満の認承を経て<sup>48)</sup>いる。滅宗宗興の生涯に於ける事業は、かかる経済的基礎の樹立と、充実に於て完成させることであつた。元来臨濟宗寺院には重要な武家的パトロンが必要であり、そのもとに経営がなされるべきであつた。妙興寺の場合も、そのパトロンは京都にある幕府でなく、尾張守護がそのパトロンの中心勢力と考えられていたことは否めない事実である。さればここに二つの妙興寺に対する衰運が迫つて来た、一つは開山の示寂であり、他の一つは重要なパトロンたる土岐頼康の死である。そして荒尾宗天(泰隆)の死もその後を考えられるならば、妙興寺が如何にその後の経営に苦慮するに到つたかは判明する。更にそれに迫車をかけたものに応永七年の伽藍大半の災上であろう。妙興寺が前述のパトロンの死後、尾張守護に絶えず依存し、斯波、織田の勢力に圧伏されつつ寺領の維持に専念せざるを得なくなったのは当然の結果であつた。然して後には退転に退転を重ねる寺領を見送りつつ尾張守護以外の勢力、換言すれば本来の宗教的勢力に目ざめ、開山と同僚たる宗峯妙超の妙心寺派下に本寺を投ずるに到つたのである。

注

- (1) 妙興寺に関する寺領一覧表を作成し、目録中にある土地について地頭職に関するものを抽出した。
- (2) 妙興寺文書七(八二号)
- (3) 全 (三九号)
- (4) 全 (八五号)
- (5) 建武以来追加、愛知縣史別卷二四五
- (6) 忠光卿記進獻記録抄纂抄載 愛知縣史別卷二五四
- (7) 妙興寺文書 (一〇一号)
- (8) 全 (七六号)
- (9) 妙興寺文書 (七三号)
- (10) 注(9)に同じ
- (11) 妙興寺文書 (九九号)

(38)	(37)	(36)	(35)	(34)	(33)	(32)	(31)	(30)	(29)	(28)	(27)	(26)	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)
全	全	全	全	全	全	全	全	妙興寺文書 全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	妙興寺文書 全	全	全	全	注(15)に同じ	全	全	注(12)に同じ	(二一三号)
								(三六六号)	(一六五号)	(一四九号)	(二二六号)	(一二五号)	(五九号)	(四〇号)	(一三号)	(一九二号)	(一五七号)	(一一九号)	(三八六号)	(三九六号)	(三〇六号)		(一一〇号)	(一四号)		

尾張国妙興寺領について

尾張国妙興寺領について

(39) 全 (六号)

(40) 妙興寺文書 (一〇号)

(41) これ等の土豪がいつ頃より力を得て来たかは不明である。

暦応元年十二月十五日「荒尾民部權少輔請文」に

「円覚寺領尾張國富田庄雜掌與宣政門院御領國一楊御厨余田方雜掌相論萱野境事、任去九月廿五日御奉書旨上條太郎左エ門尉相共、差遣使者兵庫允於彼所令見知候、絵図拝長章注進状謹上之、子細見絵図并状候歟此條若偽申候者可罷蒙八幡大菩薩御罰候、以是等之趣可有洩御被露候、宗頭恐惶謹言  
長章

(荒尾) 民部權少輔宗頭 請文

(哀判)

とあることにより判明する。朝日氏については、正和三年幸寿丸證状中に地頭草部助太郎入道善願の押妙停止のため、使者として

「使者朝日孫次郎頼氏中島正介入道承念」<sup>(1)</sup>とあることによって判明する。

(1) 圓覚寺文書 愛知縣史別卷

(2) 妙興寺文書 (一〇号)

(42) 妙興寺文書 (二三九号)

(43) 全 (二〇号)

(44) 全 (三一号)

(45) 妙興寺文書 (二一五号)

(46) 全 (三三七号)

(47) 妙興寺文書 (二六六号)

(48) 妙興寺文書 (一八二号)

四、寺領に於ける管内寺院の統制

寺領莊園の問題に於て、先のような寺院の經濟的發展形態を考へてみると、そこに寺領内の末寺の形成を通じて、本寺との開墾性を見てみると共に莊園支配の意味も考へなくてはならない。ことに尾張國に於ける妙興寺領内の諸郷保に成立せる妙興寺の末寺は、一個の莊園的經濟體として、領家的立場に立っている妙興寺の統制下に入る。そしてこれ等末寺が、妙興寺の支配下に參ずる以前に於ては在地土豪の寄進地を以て、当該寺院の經濟的根拠となしたことはもとより当然であつた。然し一度本寺に妙興寺を仰ぐことにより、彼等土豪の相伝地を根拠とし、更にそ

の土豪より出自せる、末寺住持は「一期之後」に於ては開山の地たらしめることにあつた。そして本寺との宗教的統制下に入る。そしてこのよ  
うな意味に於いて末寺莊園の支配がより完全に行なわれるに到るのである。我々は、前に地頭職の問題に触れたと同様末寺の存在の仕方につい  
ても論求したい。まず円光寺を中心として考えて見ることにする。

〔円光寺〕円光寺は、愛知県中島郡明治村矢合にあり、滅宗宗興を事実上開山とするが、名目上は大応国師の開山である。妙興寺成立以前  
は本寺たるの存在であり、元弘三年（一三三三）十月八日には知行地を後醍醐天皇より安堵された。<sup>(1)</sup> また元弘の乱に朝廷方に味方せる故一時寺  
領没収の憂目に会つたが、尊氏に依つて建武三年（一三三六）十月七日に寺領が返納された。<sup>(2)</sup> 又暦応二年四月二十日守護の綺を止め、その寺領  
萩園村十八町を確認された。円光寺宗曉の延文四年（一三五九）二月十五日の置文に依ると

尾張國中嶋郡萩園圓光寺・同榮林菴〔寺力〕領等事、為末代龜鑑置文条々

□ 圓光寺同榮林菴者、為大應國師開山、宗曉 興行靈場也、然為同國妙興禪寺末寺、滅宗和尚可被管領之、但榮林菴、宗曉弟子宗周房仁  
坊主職者、可被輔之也、〔補下同〕

一、當寺領萩園村拾捌町者、宗曉重代相傳地也、熱田宮色、生粟代貳佰文、毎年令備進之外、全無他役矣、但此内壹町貳段者、宗曉弟子親  
類等一期之間、配分之、可被存其旨歟、

一、萩園村四至堺事、限東鈴置郷并圓興寺・同正福庵等四壁竹、限南大道并八瀬市庭、限西保領河俣田、限北同前、為末代支證注之、

(中 略)

一、榮林菴々領事、壹町真佐波田荒尾方寄附矣、大船橋田重元方寄附矣、五町四段小熱田神領北國分郷内參町玖段小、色段別百文死定、大宮司  
方寄附矣、貳町内也

一、船橋安樂寺、同滅宗和尚、爲管領可有興行沙汰矣、但坊主職者、宗曉弟子宗松房仁可被輔之、仍宗曉弟子等仁、加扶持可令共住之旨、  
可被教訓歟、又杉御堂号極樂寺子細同前、

そして、東は鈴置郷に、南は八瀬郷（矢合）に接して、清州街道(3)に接近して、八瀬市場を中心に、寺院の経営を計つたと考えられる。然して円  
光寺が、末寺として拡大するためには、妙興寺の如き中島郡内支配の如き広い地域の確保によるものでなく、中島氏、荒尾氏による手近な近在

尾張國妙興寺領について

尾張国妙興寺領について

地域の土地の獲得に依って、寺院の基礎を固めんとしたものであって、滅宗宗興と熱田社との親密なる関係が成立するや後光厳天皇の院宣により隣接地熱田神領鈴置郷の吸収に成功した。そしてその結果滅宗宗興安眠の地として、円光寺の主要財源となった。

(ハシウラガキ)「寄進状写、大官司」  
寄進 菽園円光寺

尾張国中嶋郡鈴置郷事

右當郷者、雖為熱田神領、於下地者、為當寺興行、限永代所令寄進之也、至色濟者、以拾貫文、毎年不闕仁可有其沙汰也、此外全不可有他役矣、然者寺家一円仁、可令所務之状如件、

貞治六年十二月五日

光大官司菽常陸入道

沙弥常端在判<sup>(4)</sup>

その寄進地は熱田領であった地積十八町の土地で、ここに合せて三十六町となったのである。更に宗興の寿塔として建設された天瑞塔領も妙興寺円光寺の共同支配地として、永和二年(一三七六)に滅宗宗興自身筆の注文に依り規定されている。

天瑞塔領注文		田積	分	錢	地名	知行分
一丁	此内七反七貫 三反二貫四百文				木全庄内 甲斐次郎請作	不明
三反	三貫三百文				同庄灰郷村	不明
二反	一貫六百文				同庄灰郷御堂南	不明
五反	三貫文				大塚小捧里	不名
一反	七百文色百八十				山口新造前	同上直納
半	三百文				船橋池役	同上円光寺

半景半	九百文 <small>色作人弁定得</small>	有里名内	同上
二反六十步	一貫文 <small>色作人弁定得</small>	藤宮爪木二郎跡	同上作人大工目
二反	一貫二百文	平野新提里卅六	志町在所中迫内追加内
一反景半	六百文	同新提里	
以上二丁八反大	分錢廿二貫文		
追加一町		在所園領	同上
四反		在所浅井屋上	同上 浅井大工屋上左衛門尉
二町二反		中迫	同上 一丁天瑞塔普所務 一丁二反瑞芳御持分
八反		細工所	同前 左衛門尉分 <sup>(5)</sup>
計四町四反			

となつてゐる。この天瑞塔領は応永年間まで経続して維持され、円光寺はまた開山塔所として、重要な鞆帯を本寺との間に持っていた。

この天瑞塔領は円光寺を中心とする近距離の周辺地域に零細地を集結させることによって成立し、所当分錢の收得により塔壇の保存維持費とし、開山生前より約束されていたのである。天瑞塔のかかる関係以外に、更に重要な意義を持つものは本寺との経済的關係である。円光寺は妙興寺等の場合より、更に強力な在地土豪勢力をもととして最初より推進発展するにいたり、大地主的立場を樹立するまで到つた。明応四年正月十六日の妙興寺の定書中に「諸莊園年貢之事」と及び「奉行持諸未寺年貢之事」と見えてゐるから本寺は伽藍修造の時の如き非常の場合のみならず、常に未寺による本寺經營費の一部負担を償ふことであつた。

円光寺等が本寺より年貢徴収に當つた土地は応安二年（一三六九）公役納法下地等目安注文によると、<sup>(6)</sup>

所在地名	田	反別	反	錢	辨濟奉行者
國分寺庶子分	一所		三貫三百文		円光寺弁

尾張國妙興寺領について

尾張国妙興寺領について

平野妙実跡	七反大	五十文	三百八十二文	円光寺分
前野国分弥太郎殿給分	一丁	五十文	五百文	円光寺分
松葉垣内	二反	(五十文)	百文	円光寺分
横野出口	七反	(五十文)	三百五十文	円光寺分
藤宮前	四反	(百文)	四百文	円光寺分
榆木北御名内	一丁	(五十文)	五百文	得力并成佛屋敷等
御名行惠跡	七丁	五十文	三貫五百文	此内二丁五反分
下切西迫	四丁八反	五十文	二貫四百文	円光寺分
中野方田	一丁	五十文	五百文	円光寺分
益田里	一丁田	百文	一貫文	円光寺分
橘三左エ門給跡	一丁畠	廿文	二百文	円光寺分
草部内	一丁一反	百文	一貫百文	円光寺分
草部内石作給跡	一丁	百文	一貫文	円光寺分
草部内	一丁五反	百文	一貫五百文	円光寺分
一宮方	三丁五反六十歩		七貫八百九十三文	円光寺辨并秀為辨分
草部	三丁五反		二貫八百文	接待寺分
草部	三丁五反		不	接待寺分

惣都合百十三貫六百八文

此内八十貫二百八十文當寺分

三十三貫百廿五文末寺并名主分

右の表の示す如く、円光寺は自己の支配を本寺より委任されたる土地より、毎年百五十文の反別錢を徴集する義務を帯びていた。この義務は、



本寺とは別個の支配関係に立つものであって、在地の土豪等が、末寺支配圏内にある土地を、本寺に寄進されても、年貢反銭収納権は依然として、末寺側に残立するものであった。このような本末による銭納形態をとる寺領支配の関係を我々は地頭的支配の転用ともうけとれると仮称する。もともと地頭的支配とは元來地頭は源頼朝が朝廷に勅許を得て守護と共に補任されて成立したものであるが、地頭はさらに庄官として土地を管理し、年貢の収納に当り、公領庄園等には事実上領主に対し年貢徴収の義務という役目を帯びていた。

そして地頭の職務の中には、司法的職務と庄官的職務が存在しているが、荘内の博奕・窃盜・放火・誘拐・姦通・傷害に対する検断権は地頭の司法的職務と称せらるべきもので、年貢の収納と土地の管理は毎年随時彼等地頭に於て收穫を検査して、土地の慣習にもとづいて徴収率を定めて徴収すると同時に領家の代理人に引渡すのであった。勿論自己の得分は割取し得た。さらに地頭職は職とぶうが、職務的資格は僅少にて、反対に給分的性質を帯び一種の不動産物権と見做され、其の利も高く、有利なるものであった。故に室町期になると地頭職は財産化し、売買・質入・寄進・相続の自由を自然的に獲得するに到った。禅宗寺院の如き武家の勢力の背景に立つ寺院が、武家の勢力の根源である地頭職を買得た場合、元來地頭が幕府御家人中より任命され、軍事的要求のもとに支配されて職務を遂行したのと異って、寺院に移管された場合は、庄官的年貢支配が中心であった。されば今地頭的支配と仮称する場合は、寺院が主として元來地頭の所持していた経済的要求にもとづく支配を行使することを意味すると考えられるものである。

例へば吉松保に於て先に述べし如く、「下地者永代一円被致管領」で、土地の進止権を認め地頭的支配形態を領家三宝院から妙興寺は認承されていたが、必然的結果として領家方の「正税者毎年無懈怠可被進済」ものであった。さればその結果として、公役納法下地として、

国衙正税 一、荒尾方

一所 吉松保正税 九貫八百文

三宝院殿辨之當寺分

(7)

とあれば、妙興寺は地頭的庄官的職掌として、妙興寺に依って徴集された年貢反銭から、九貫八百文を毎年三宝院へ納付すべき義務をもっていった。しかし下地進止権については寺側が確保している。

このような支配形態は、単に本寺たる妙興寺の問題のみに止まるのでなくして、次には末寺もこの支配形態を流用することになった。

尾張国妙興寺領について

尾張国妙興寺領について

円光寺の如きは他の未寺が一、二町の零細地支配の形体を取るに對して、約三分の一の寺領を本寺同様地頭的支配權のもとに統制して行った点に於て、充分理解されるのではなからうか。他の末寺もその規模は円光寺のような広大な地域には及ばないにしても、何等かの形で以上の支配形態のもとに本寺と同様の地頭的領有形態を具へていたと考えられるのである。本寺は又末寺が支配地よりの反錢・得分物の徴収した後、本家・領家への契約高を支払い、それ以外の収入をもつて、寺院運営の經濟的基礎となすことにあつた。されば末寺よりの契約高の未進は本寺の財源に支障を來したことは論ずるまでもない。永正十四年（一五一七）の諸末寺年貢未進注文に依れば、

温泉寺未進分

年々不一町一反三百歩分錢三貫五百文

已上十七貫五百文自永正十四年丁丑至大永元年辛巳五ヶ年分

損免十貫五十文

已上五十貫二百五十文五ヶ年分

十一貫五百五十文已年勘定状面之未進分

十九貫百文 先未進分 同前

医王寺分

六反 反別三百文宛

已上五十四貫文自延徳四年壬子至大永元年辛巳卅ヶ年分

都合百五十二貫四百文 温泉寺分

称名寺未進分

年々不四反分錢一貫六百文

已上八貫文自永正十四年丁丑至大永元年辛巳五ヶ年分

損免 六貫五百九十文 田方畠方之分

已上卅二貫九百五十文五ヶ年分

六貫文 田方畠方已年勘定状面未進分

三貫文 同先未進分同前

已上九貫文

都合四十九貫九百五十文称名寺分

光孝寺領散在

□二反 分錢六貫文<sup>(8)</sup>

と、例へ天災等と称すれども、恐らく度重なる戦乱と、斯波氏・織田氏等の新興勢力により寺領押妨に依って生ずる末寺年貢錢の未進増加は本寺妙興寺の経済的破綻を招いたことは、中世的寺院の没落を意味するものであろう。

- (1) 妙興寺文書 (二二号)
- (2) 全 (二四号)
- (3) 全 (八一号)
- (4) 全 (一六〇号)
- (5) 全 (一七一号)
- (6) 全 (二七三号)
- (7) 全 (一四九号)
- (8) 全 (四七七号)

### 五、貨幣経済の進展と妙興寺の経営

元来、莊園に於ける社会生活の特質は自給経済であり、封鎖的経済とも言はれた。かかる平安末期に於ける莊園経済の様相は、鎌倉時代に入つては、武士を中心として、中小名主層の勃興と請負制の進展によって、農民の年貢徴集方法も強化され、農地の集約耕作への一般化は、次に

尾張国妙興寺領について

は反当収量の増加へと導くものであった。かくの如き農業生産力の増大は、第二次的には中小名主層の勃興となり、商業資本の有力な源泉となった。

尾張国に於てもかかる時代の進展と共に経済活動の活発化は見られるのであって、濃尾平野の大豊沃地帯を擁して、木曾川の交通的価値と、東海道の要衝部を占めているこの国に於ては、準先進地方として鎌倉時代中期頃から荘園よりの諸貢納物が貨幣化し、一般化したであろう。

地理的条件からして、尾張国は美濃国の影響を受ける点が多い。即ち木曾・長良・庄内の各河川が、その上流を美濃に持ち不破関を越えた鎌倉街道が尾張を通過して三河に到っていることは、必然的に京都を中心とする畿内の諸要素が近江↓美濃↓尾張と伝播される経路を示しているものと思われる。

例へば東大寺領美濃国茜部庄では鎌倉初期に年貢として絹百匹、綿千両を貢納していたが、文永二年（一二六五）以後は、絹・綿の現物納を錢納に改めている。尾張では、この年代を遠く離れない時に錢納への転化が見られたであろうが。その最初と見られるのは、弘安六年（一二八三）「円覚寺一年中寺用米并色々用途事」としてかかげられている尾張国富田庄が領主円覚寺に錢貨千五百六貫八百六十八文及び糸代加増分二十貫五百文・絹代加増分二十一貫二百文を出している。かかる富田庄が莫大な年貢を錢納していることは、尾張国西部地域では、美濃国茜部庄に見られたような錢納の一般化が、この地方に於ても一般化されつつあることを示すものと考えられる。

そして荘園から領主に送られる租税としての年貢は主として水田から出す年貢、畠から出す地子が基本的なもので、その他公事と称して、山海の産物、農家の家内手工業品を徭役として徴収された。最初年貢・地子・公事はつねに現物で領主へ届けられたが漸次錢納化する傾向を帯びて来た。そして遠距離の所領荘園より、相当額の運賃と盗・水難の危険を除きながら運搬した以前の方法より、地方市場を経営して得た錢貨で錢納する方が、より安全であることを認められ、急ぎ推進されたのである。この市場についてはのちにのべる。

また領主側に於ても、物資を領主の希望に応じて貨幣に交換する事を欲していた為充分実行にうつされる可能性は強いものとなったのである。

以上の如き貨幣経済の進展は、水田耕作より生ずる米穀収獲以外の養蚕製織の場合に於ても、重要視すべきものがある。元来美濃国・尾張国は延喜式に依ると各々上絲国・中絲国の範疇に入っている。そして主用地に於ては本年貢の米も、絹・綿・糸・絹等に依って代納され、本年貢

化したものもあった。かかる美濃・尾張の特色は莊園化されても変らなかつた。そして地理的条件として、濃尾平野の犬山―岐阜附近の地域、或は旧木曾川の下流附近等は、旧木曾川の氾濫州が少い水田と高等を異にし、それが桑園の位置を決定している。そしてこの地方が、平安時代に於て御調絹国の例に定められ、六月上旬より九月下旬までの間に調進される規定であつた。鎌倉時代も殆ど同様と考えられ、富田庄の弘安六年に於ける糸加増分、絹加増分は右の事実を裏書きするものである。又「長講堂目録」にも、

尾張國篠木庄 日野入道一位家  
故四條中將殿

年貢絹百五十疋 糸五百兩

同國稻木庄 安良郷 供僧  
長講衆

年貢絹七十疋 糸三千兩

漆二石五斗

同國上門眞庄 供僧方  
日野新大納言家  
前宮内大輔光仲朝臣

年貢絹百五十疋 糸三百兩

同國野間内海庄

年貢絹百三十疋 糸二百二十兩

美濃國深壹庄 藤中納言家

年貢絹二十五疋 被宛二季供花被物  
絹裏

同國蜂屋北庄 西園寺大納言家

年貢絹十七疋

此外成菩提院御念佛用途絹糸爲本所課進之

同南庄 左衛門佐殿

年貢絹百五十疋 糸百兩

綿二百三十兩

同國平田庄

市俣郷 左衛門佐殿

年貢絹四十疋三丈七尺 糸廿二兩

草手郷 (革) 内藏頭殿

年貢絹十疋

加納郷 竹内殿

綾小路三位家  
年貢絹十疋

六條郷 綾小路中將殿

年貢絹五十疋 糸百兩

鶉郷

となつてゐることは、貨幣經濟進出への好条件にあるものと言へるのである。中島郡妙興寺保に於ても、貞和五年二月に惣田數三十町一段の内より領家久我家に、糸七十兩、綿五十兩、絹一疋四大等を出している。

尾張國妙興寺領について

尾張国妙興寺領について

そして、尾張国養蚕製織の一般状況は、貨幣の流通力が、物資交換の必要から絹を米に代えるについても相当急速度に進められていった結果室町中期よりの新興寺院の建立に際しては、古代的な荘園支配、換言すれば土地経済を中心とする。現物収支に依る寺院経営はもはや存在価値は認められなくなった。

そして、新興寺院に於ては貨幣収支による寺院経営に依存する方法に於て寺院の経済的基礎を礎くこととなった。一般に古代的寺院たる中央寺院に於ても荘園年貢より関銭支配に変革され、貨幣経済による寺院経営形式を採用するに到ったことは、禅宗寺院の経営にも早くから考慮されてきたことであろう。

尾張国妙興寺の場合に於ても、この例にもれず、禅宗一(時に臨済宗)一寺院に見られる、開山自筆の寺院基礎の定則に於て、貨幣に依って年中行事を規定している。<sup>(3)</sup>

そして妙興寺の経営は、僧衆の食料に供する米穀以外はすべて、錢貨で以て計算されている。その総費五百六十九貫八百六十文という莫大な費用で寺院を運営すべきことを滅宗宗興によって規定された。嘉慶二年寺領目録では寺領二百二十七町四反大を数うるに到っている。<sup>(4)</sup> 然し、開山年中行事注文は固定的なものでなく、あくまでも経営の規準を示したものにすぎない。現実にはさらに多額にのぼるのである。その中心となるのは維持費の三百五十五貫文で、永和二年に於てこれには中島郡散在田を以て宛てている。<sup>(5)</sup>

維持費地域	面積	分	錢
〔諸方色済等公用〕中島郡散在	六二丁七反廿八歩	二百六十三貫四五〇文	
〔宮方等臨時用意〕 全	七六丁一反四十八歩	三三三貫一一二文	
修造方 瀬辺散在	三八丁八反	一八〇貫九六二文	
合計	一七七丁六反七六歩	七七七貫五二四文	

そして修造方の散在田は明かに中島公俊に依り施入された土地であり、前二者は荒尾・中島正介等の郡内散在田と考えられる。

その中で宮方等臨時用意に宛てられるものについては、応安二年(一三六九)に公役納法下地目安注文が作成されている。これに依ると、

官方(支出)	田籍	分	錢
國衙方	三十二丁八反三〇〇歩	四八貫六百十七文	七貫八百九十三文 円光寺及秀為分
三官方	三丁一反	五貫六十二文	六十七貫六百七十五文 妙興寺弁分
二官方	十五丁四反	十三貫六百文	十二貫六百文 當寺辨
一官方	七丁三反	八貫二百廿二文	十一貫百八十二文 円光寺辨
国衙正税 荒尾方	四十丁五反六十歩	三十八貫百七文	六貫文 光孝寺辨 二貫八百文 接待寺弁 二貫二百五十文 御名四郎左エ門弁 三貫文 平野金阿祥金弁 八十貫二百八十文 當寺分 三十三貫百廿五文 末寺、名主分
計		百十三貫六百八文	

右表の如き結果が表れている。<sup>(6)</sup> 但し一宮は真清田神社、二宮は大縣神社、三宮は熱田神宮である。

以上の諸例に依って、経済的に考えて妙興寺の寺院経営に充足される財貨は、国衙方即ち三寶院へ納付される、国衙所当錢と正税とであり、他は真清田・大縣・熱田の諸社への所当錢であった。故に妙興寺は地頭的支配に於て、自己の寺領から領家分を除去した分錢或いは、加徴米に依って散在田から必要なる錢貨を収得していたのである。斯の如き領家分の年貢錢を徴収するためには、自然の勢として、地頭権の確実な把握が要求されるべきであったし、財源としても従来代官的な存在であった地頭が旧庄園中の一定部分を自己以外に支配権を持つもののない完全な私領と化して、土地に於ても収獲率の高い地域を占めている地頭給田を寺領化することに於て、年貢錢の増加が出来たと思われる。さらに一円

尾張国妙興寺領について

尾張国妙興寺領について

化されている故、確実な所領となり、妙興寺の経済的基礎は寧ろ散在田よりも、地頭職吸収に於て確定化されたと考えることが出来る。

つぎに妙興寺は如何なる方法を以て年貢銭の徴収に当たったかに就ては、妙興寺年中行事注文に依れば奉行者は天祥庵主であり、その管理下に於て

出官↓納所↓定使↓(力者)↓農民

の如き支配関係が成立し、この関係に於て所当銭を徴収したのである。応永廿二年二月に於ける「妙興寺御領国衙檢注料足納下勘定状」<sup>(7)</sup>の中に、下行分として

二拾五貫二十六文 請取在之中目錢共ニ

三貫文 目代・献文・納所同道同前

七百分 山井方礼物両度分

九十六文 山井方来時酒肴納所寮

百六十五文 山井方大神宮酒向納所同道

百八十三文 瀬部平尾方来時酒肴

二百十二文 目代中間方入目取酒一舛

納所菴ニテ

三十二文 催促短冊用途

九百十七文 奉行免

已上三十貫三百四十七文 生心盛

見管五百六十文 宗教

とあれば、収納催促に短冊を使用し、檢注には納所、山井(定使と考えられる)等と協同してこれに従事したものと考えられる。この時の国衙目代に対する年貢収納高は三十貫三百四十七文で、山井入道は領収の認承をしている。応永二十五年十一月十三日の例をあげると、



納 国衙御年貢事

合二拾八貫三百七十四文者

右為妙興寺分弁且所納如件

応永廿五年十一月十三日 山井入道（花押）

とある。そして徴収に於て訴訟が生じた時は、寺内塔頭(6)より選定された評定衆により、裁決されることになっていた。定置

當寺衆僧以下行力百姓等訴訟之事

- 一、衆僧有訴訟事者、於評定座可決、不歷評議、直就公方人、不可出訴訟、評議若有難決事者、受寺奉行成敗、可落居事
- 一、行力百姓以下、有訴訟者、就寺官之処可決、寺官若有私義、於評定座可決断事

右背此旨、致越訴輩者、即日可出院者也、仍評議如件

長祿元丑蒨月三日

西堂徳吾（花押）（以下七名著判）

このように寺領の統制支配は、上記文書の如く、妙興寺評定衆を以て支配され、年貢金の分配、用途の決定はすべて評定衆にあった。故に妙興寺住持の十方寺院制度による、短期日に於ける転任も、寺院の経済的基礎の上より論ずるならば、重要な意義は認められないと考えられる。

以上の如き莫大なる金納に依る寺院の経営は、その寺用を満すためには、金貨で以て必要品を購入しなくてはならず、また領民が金納を果すことが出来るためには、荘園市場の必要が起ってくるのである。然し地方荘園市場は単独では考えられず、常に豊富な貨幣の流通をなさんためには、多数の商人の活動がなければならない。商人等にとっての最も大きな魅力は、各地の特産品で都市的消費の対象になり得る可能性の高い物品である。されば海東、中島郡等は、美濃国西部庄等と共に、古代より養蚕が盛で「美濃の上品（絹）」「尾張の八丈」等が特産品として好まれたのであるから、妙興寺保に於ても、以前に示した如く絹・綿・大豆等を出していることに依っても明かである。妙興寺に「町買」なる名で出ている役僧は、かかる市場の存在を考えずして、認めることは出来ない。そして商人と領主・代官・名主との取引は一定の時期に一定の場所

尾張国妙興寺領について

尾張国妙興寺領について

即ち市場で行われる。そして領主に対する貢納物の貨幣化は、増々庄官・百姓の市場依存率を高め、定期市場の発生を見るに到った。尾張國中島郡附近の市場として、管見の及ぶ範囲に於ては、

海東郡	菅津東宿市	仁治三	東関紀行
海東郡	上庄市庭	貞応元	久我文書
中島郡	萩園村八瀬市庭	延文二	久我文書
中島郡	妙興寺保内市庭及屋敷	応安二	妙興寺文書
中島郡	牛野郷本地市	全	全
海東郡	津島市場	文禄	駒井日記
中島郡	清須市場	文明か	張州府志
中島郡	下津市場 九日市場 五日市場	?	地名
全	大塚性海寺門前市	?	全

注 現在地名として残存しているもの一例として次にあげる。(4)

中島郡	中島村	大上海道丹陽村	九日市場
北島村市場前	一宮村	牛野宮前	五日市場
五郷村横地小市畑	大里村	西市場	四日市場
明治村矢合市神前	大塚村	北市場	海東郡
市神東	羽島郡	市場	津島町
中島村	町屋	下中島村	米之座
往還添東切	春日井郡	市之枝	小之座
西切	船戸		

そしてこれら市場は、最初に於ては莊園政所の所在地や、交通の要地、交替物資の集散地、港湾、河岸に設けられるのが常であった。ことに

中島郡の市場の中心は国衙の所在地であった今の国府宮（くにのみや）に最も早く発生したと思われる。次に一宮の地に設けられたと考えられる。妙興寺の創立を見るや、貨幣経済を根幹として成立した本寺に於ては、寺院経営力の増大に依って市場管理の必要にせまられ、最短距離にある牛野郷の吸収寺領化が進められた。明応四年の妙興寺定書に依れば

定 方丈修造条々之事

一 諸莊園年貢之事

一 奉行持諸未寺年貢之事

一 住持虚席則自納所方毎月五百文宛可出之事

一 転位官銭之事

一 掛塔銭之事并市場公事余銭

右以衆評所定如件

明応四年乙卯正月十六日

侍衣士膽（花押）

修造奉行性悟（花押）維那

西堂子儼（〃）都寺正鶴（〃）

出官宗成（〃）

首座芳健（〃）納所昌淳（〃）

住山（〃）  
（慶雨宗鑑）

三

とあれば市場よりの公事銭が相当大的な財源と考えられている。そして、妙興寺も又積極的に市場運営に力を致していたと考えられる。それは寺院経営が貨幣経済で営まれる以上当然の結果であって、妙興寺はかくの如き市場を通じて必要商品を獲得することが出来たと考えられる。ふりかへって妙興寺の寺領の配置を考えると、佐手原、毛受村、板倉、朝宮の諸郷保はことごとく一宮より西南に流れている旧木曾川の河岸であり、水運の便よく、津島を中心とする水上貿易路に通じている。そして一宮より東北に向って妙興寺、牛野、陸田、日下部、清須等は陸上交通

尾張国妙興寺領について

尾張国妙興寺領について

の中心たる鎌倉街道に臨み、この東西に分れる陸海兩重要交通路に挟まれた三角地帯の中心平野にこの寺は多くの散在田を持っている。そして、日下部と木曾川(今の片原一色)に到る東西横断路上に、増田、吉松、山口諸保が成立して、国衙を中心とする地域は妙興寺の完全支配下に属し、その正税は妙興寺に依らなければ徴収し難き状況に到ったと考えられる。従って牛野郷の如き地方市場の発達の様子は、この地方に於ける繊維品の生産が盛であったことよって、京都・大阪等の商人が吸引されて入国する数が増えていったのである。我々は又その商人の往来、物資の交流の面から交通関係を見ていくと尾張国は延喜式には「行程上七日下四日」となっていて、京都より約十一日で往復出来る。<sup>12)</sup> 京都方面から尾張に来るには美濃を経るものと伊勢を経るものと二つの路線がある、伊勢より来るものは延喜式に定むる東海道の路線であるが、平安時代初期以来、旅人は多く美濃を経て尾張へ来たが、鎌倉室町もやはりこの路線を通じて東西交通が行われていた。然るに戦国時代には津島伊勢・桑名と河上三里の交通が開けた。そして共に木曾川を渡らなければならなかったが、美濃より来るものは墨俣の渡を越え、伊勢よりは津島の渡を経なければならなかった。そこに両者が河上交通の中心地となり、旅客の休息所として繁昌し、市場等も盛大となり、貨幣経済の進展と共に商業が発達し、この地方に於ける余剰生産物等は多く、これ等の市場を通して売却されるに到った。ことに京上される年貢も即ちこの路線を経て領主方へ納済されるのである。鎌倉街道はさらに黒田より、牛野下津を経て萱津に到っている。故に鎌倉、室町時代に於ける我国の中心交通路上に位置する妙興寺は交通上、最も時代の影響を蒙り易い状態に置かれ、寺院経営の面に於ても中島郡内の農民が、莊園市場に於て現物を銭貨に交換し、その銭貨を以て妙興寺納所に納入した。妙興寺は斯くして納付された年貢銭を以て、自己の経営する市場に於て、必要品を交易し、又一方その年貢の領家分を三宝院に送付するする義務を帯びていた。我々は更に妙興寺と京都との関係を知る上に寛正四年の「公事上洛入目」と称する、京都―妙興寺往後に費せる旅費其他について明細なる記述がある。今その全文を挙げることにする。

就覚阿弥料足公事<sup>ハシウラガセ</sup>上洛入目  
寛正四癸未三月四日  
始上至六月七下着

就公事京上料足請下行

請

拾貫文

白海東借錢

拾五貫文

羅漢質

五貫文 西住三具足質分

参貫文 自経藏方借

貳貫六百文 三月分支配錢

貳貫文 自納所方

己上参拾柒貫六百文

同下行

陸百文 上糧物上下三人四ヶ日分

七百文 上馬。馱。賃。

二貫四百六十五文 卅五貫六百文夫賃。

三百文 道有太郎。閑。渡。透。礼、兩度分

五百文 伯藏主江端典座上糧物

貳貫五十文 岩松上路錢

三百文同七日 屋。戸。礼。上。着。貳。

二百文 同新 五郎

参百文同八日 織。田。但。馬。殿。談。合。時

貳百文 同引田方但州異見出之

壹貫文 布施方江礼

四百文 同右京亮紙代共

壹貫文 崇藏主礼、此外分油柿私出之、

貳百文 愿藏主

尾張国妙興寺領について

尾張国妙興寺領について

- 百文 崇藏主寮芳侍者酒両度分
- 貳百文 順阿弥甲斐左京亮方談合時
- 壹貫文 近江入道礼、公事言始内
- 三百五十文 酒、同三郎左衛門使立礼
- 参貫文<sup>卯</sup> 山名殿礼錢
- 貳百五十文 能松粮物下時、酒共
- 参百廿文 随近江方公事催促時
- 二百文 円福寺礼
- 五百文 洪藏主同宿願藏主諸事<sup>就寺家依憑</sup>
- 三百卅文 拙者帷布買
- 五百文 專副寺上粮物
- 三百文 借錢利平
- 五百文 近江方武衛使問答礼
- 二百五十文 彦太郎下錢
- 参貫文 武衛礼錢
- 貳貫文 甲斐三郎右衛門方礼
- 一貫文 近江方公事道行礼、下時
- 五百文 同殿原中間
- 三百文 但州奉出礼
- 五百文 酒筭麩、崇藏主寮請暇之時

四貫八百文 在京八十五ヶ日上下打飯代

貳貫文 同納候酒直諸事用

三百文 屋戸長江礼下女共

二百五十文 依立願詣竹生島船賃并坊江礼共

四百文 下路錢

四貫九百文 伯藏主并同宿三員礼

已上參拾陸貫百柒拾二文

老貫七百五十文 大河内兵庫殿渡殘、依談合度々分々

三百文 飯沼方礼、山門奉行江状請時

已上貳貫五十文

惣已上參拾捌貫二百廿四文 過上陸百廿四文

寛正癸未六月〇日

徳元宗貫（花押） 納所宗林（〃） 維那子儼（〃）

瑞芳徳吾（〃） 首座宗薩（〃） 都寺芳瑾（〃）

非常に長文に亘ったけれども、これに依ってその当時、妙興寺より京都までの路錢が四百文で、往復八百文であり、馬を利用すると一貫四百文と算定される。その内路上の関に対しては三百文を二度に使用しているが、その支払った関は判明しない。三月四日に出発し、京都に着いたのは三月七日、その間四日を過している。恐らく鎌倉街道を通じて京都へ上ったと考えられる。彼等は恐らく、寺領の訴訟問題で上落したのであった故、八日には直ちに織田但馬に面談し、公事の解決に当たっている。当時尾張国守護は斯波氏の手にあり、守護代は織田氏であった関係上訴訟完遂のためには各所に相当の礼錢を出さなければ解決の曙光は見出せなかった。恐らくこれは、守護被官人の寺領押妨に起因するものであったと思われる。されば山名殿にまで礼錢を出さなければならず、八十五日間も在京していた。一日の食費約五十六文であり、この当時の京都

尾張国妙興寺領について

尾張国妙興寺領について

の宿料の一般がうかがえるのではなからうか。そして、公事の結果については知る由もないが、恐らく当時、斯波氏の内訌、細川・山名の紛争相次で起らんとする時、一地方寺院の公事が通過し得たかどうかは疑問であろう。また帰途竹生島に詣でていることは、遊山か公事完遂か仏力を頼まんとしたかは不明であるも、彼等が恐らく不破関を通過して尾張へ下向して行ったことは想像するに難くない。

以上の事實は、後には尾張国に出自せる織田氏が天下を統一するための地理的条件が、武田、上杉よりもはるかに近距離に位置し、信長が美濃・近江と勢力を拡大する経緯が立証され得るのではなからうか。又一方斯波・織田と変遷する尾張の国情に際して、妙興寺が以前より有力なパトロンたりし土岐の没落後寺院経営維持の面に於て、多大の困難に際会しなければならなくなり、守護被官人による押妨を押えることは出来なくなつて次第に崩壊せざるを得なくなつたのである、また織田氏と妙興寺の関係は別に稿を改める。

- (1) 円覚寺文書 史料編纂所影写本
- (2) 島田文書 大日本史料第四編六
- (3) 妙興寺文書 (一二九号)
- (4) 全 (一八一号)
- (5) 妙興寺文書 (一六七号)
- (6) 全 (一四九号)
- (7) 全 (二五九号)
- (8) 全 (二八六号)
- (9) 全 (三九一号)
- (10) 歴史学研究七ノ五「日本荘園の研究特輯号」庄園内の市場(豊田武)
- (11) 妙興寺文書 (四三一号)
- (12) 延喜式二十四及び一宮市史下巻参照されたい。
- (13) 妙興寺文書 (四〇四号)



## 六、むすび

いま見て来た如く、妙興寺はその寺領を最初知多の土豪で柏菴宗意を通じて妙興寺の開山の滅宗宗興と親しかった荒尾宗顕、泰隆父子寄進の四十九町六反二百八十歩と、滅宗宗興の出自の中島藏人の一族の四十六町九反三十八歩を基盤として妙興寺は寺領を形成したが、寺領は買得により次第に拡大していったのである。そして寺領は滅宗の在世中の文和二年（一三五三）、そののち嘉慶二年（一三八八）、長祿二年（一四五八）と三期に分けて寺領目録を作成して整理を行っている。ことに室町中期にはその絶頂期に達し、その寺領獲得の裏面には沽却状と寄進状を同日に書く等の、売買の状況を見るときこの寺の周辺地を獲得していた荒尾氏が同族の高氏が足利尊氏に滅ぼされて以後身辺の不安を生じ、徳政をのがれるためにも妙興寺に私領を売渡すことにより自家の地歩を守りたいと考えていたことも、多くの一類の寄進状の存在からも明らかである。

また足利幕府の臨済宗擁護政策に乗って妙興寺の経済的基礎を高め、寺領も拡大し、その上、貨幣経済の発達を通じて、市場等も収め、接待所を設けていままでの土地経済の重視よりはなれて貨幣経済に基盤を改めて寺院を運営したことも以上の考察より明らかである。

しかし北朝の足利勢力の衰退とともに、屢々不安を感じた寺側は安堵状を求めて寺領確認の手續を経なければならなかったが、戦国の新興武士団の興起にともなう寺領の押妨は防ぐことができず、いままでの寺領の中心となっていた中世的な地頭職や、名主職の得分は崩壊の一途をたどった。そして、押妨を訴える上落も費用のみかさみ目的を達することは困難を極めたのである。ことに応永七年（一四〇〇）よりの数回の大火は妙興寺の窮乏は目に見えて甚しく応仁の大乱はこの寺を疲弊に導びいたのであった。文明十四年（一四八二）〔滅宗宗興〕 仏殿再興の「幹縁疏」に

尾州路長島山妙興報恩禪寺、乃〔後光厳天皇〕 特謚國光大照禪師挿草之地、而大應國師爲之第一祖也、安衆二千指、一派不以甲乙主之、而延十方有道衲子、以爲住持也、初貞治帝有旨、陞位于甲刹爾來一百餘歲、殿堂門廡、鐘魚鼓板、蔚爲一方叢林也、於是、應仁以來、四海鼎沸、佛氏之虛之於天下、如經楚人一炬、實濁亂壞劫之秋也、而本山巋然猶存于今日、可謂天幸也、雖然、寺乏恒産、時乏艱虞、日往月來、風震雨凌、所謂殿堂門廡、覆苦爲之墜矣、椽栳爲之脫矣、其如是則蕩爲荒墟者、可尅足而待焉、而弊之甚者、大佛殿爲最也、

とある状況で、法燈を維持しようとする寺の意志も全く目的を達することができないほどであった。

尾張国妙興寺領について

いま私は以上の如く寺領の変遷を通じて中世末期における臨濟宗寺院の存在について考察を加えて来たのであるけれども、妙興寺の成立と寺院構成については、さきに古田紹欽先生古稀記念論文集の中に「尾張国妙興寺の成立について」として述べておいたので合せて参照されたい。